

館山市国土強靱化地域計画

令和3年10月

館山市

目次

第1章 総論.....	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 本市の地域特性	2
1-3 目指すべき姿.....	8
1-4 計画の位置づけ及び構成.....	8
1-5 基本目標	10
1-6 事前に備えるべき目標	10
第2章 脆弱性評価.....	11
2-1 想定するリスク	11
2-2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	23
2-3 施策分野の設定	24
2-4 評価の実施手順	24
2-5 脆弱性評価結果	25
第3章 強靱化の推進方針.....	33
3-1 強靱化の基本方針.....	33
3-2 マトリクスによる整理	34
3-3 個別施策分野ごとの推進方針.....	38
3-4 横断的施策分野における推進方針.....	54
第4章 計画の推進と進捗管理	57
4-1 計画の推進	57
4-2 施策の重点化.....	57
4-3 計画の見直し.....	57

第1章 総論

1-1 計画策定の趣旨

令和元年、本市は9月の令和元年房総半島台風（台風第15号）、10月の令和元年東日本台風（台風第19号）、10月25日の大雨で大きな被害を受けました。また、関東地方では今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの発生が想定されている首都直下地震等、大地震の危険性も高まっているところです。

このように、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対し、平成25年12月11日に国から「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。基本法の前文では、東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生の恐れを指摘した上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とされています。また、国においては基本法に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定し、平成30年12月に改訂を行っています。

これを受けて千葉県においても平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」を策定しており、本市においてもこれまでの被災で得られた教訓を踏まえ、今後想定される大規模自然災害から市民の生命及び生活を守るとともに、被害の低減を図るため、強靱な地域づくりを進める必要があります。

本計画は、国の「国土強靱化基本計画」、県の「千葉県国土強靱化地域計画」を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた地域づくりに向けて、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものです。

1-2 本市の地域特性

(1) 自然特性

ア 立地

本市は房総半島の南端に位置し、市の範囲は東西に約17km、南北に約16km、面積は110.05km²です。東及び南北は南房総市と接し、西は東京湾から太平洋に面しています。東京都心部からは100km圏、千葉市からは直線距離で約70kmとなっています。本市だけでは災害対応が困難な場合に備え、平時から周辺市町村と連携した強靱化の推進が必要です。

イ 地勢・地質

本市は地域毎に異なる地勢を有していることから、それぞれの特性に応じた強靱化を推進する必要があります。

(ア) 地形

本市の地形を大別すると、北から嶺岡丘陵、館山平野、安房丘陵の三つに分けられ、海岸沿いには「沼面群」と呼ばれる地震隆起段丘が、本市を取り巻くように細長く分布しています。「沼面群」は高さにより沼1面から沼4面と呼ばれており、沼1面は約6,000年前、2面が約4,300年前、3面が約2,850年前の巨大地震で海中から隆起したものと推定され、4面は元禄16年に発生した元禄地震によって隆起したものです。こうした海岸段丘は房総半島南端における地震の規模や発生周期の解明に欠くことのできないものとなっています。

一方、市街地が形成されている館山平野は海岸低地であり、平野には平久里川と汐入川が流れ、ともに東京湾に注いでいます。平野の周囲には海成段丘（沼段丘）が分布するほか、平久里川沿い等には、河成段丘が発達しています。このほか、特徴的な地形として砂州列があり、海岸線にほぼ平行に分布しているほか、沖ノ島（無人島）とは長さ約200mの砂州でつながっています。

(イ) 山地

房総の中央山間部は、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡山、鋸山等の標高300m以上の高峰が連なる房総丘陵からなっていますが、本市の地域は標高200m以下の大山（伊戸）、大山（布良、大神宮）、無名の山（船ヶ作）からなっており、豊房地区を中心に西岬地区、富崎地区に連たんしています。

市内の主要な山	位置	標高
大山	伊戸	193.3m
大山	布良、大神宮	148.7m
無名	谷藤原、上真倉	152.0m
無名	船ヶ作	177.4m

資料：館山市

(ウ) 河川

本市域内の河川は、平久里川、汐入川のほか大河川はなく、このため集水区域も狭く、流量も少なくなっています。

水系	河川名	区域		延長 (km)
		上流端	下流端	
平久里川	平久里川	左岸 南房総市山田字神明 25 番 右岸 南房総市山田字御屋敷 40 番	海へ至る	左右岸 各 19.5
平久里川	滝川	左右岸 館山市腰越字梅田山名川合流点	平久里川への合流点	左右岸 各 3.6
平久里川	山名川	左岸 南房総市大字山名字新関 1495 番地先 右岸 南房総市大字山名字一ノ堰 1557 番地先	滝川への合流点	左右岸 各 7.0
汐入川	汐入川	左岸 館山市南条字一丁田 右岸 館山市南条字井の上 市道大戸南条線鎌田橋、橋台下流端	海に至る	左右岸 各 3.8
汐入川	境川	左右岸 館山市北条字角の坪 市道南町安布里線蛭島橋	汐入川への合流点	左右岸 各 0.8

資料：県河川環境課

(エ) 海岸

本市の海岸線は、北部は房総三浦丘陵地の陥没によりできた内湾砂丘海岸が続き、南部には布良の鬼ヶ瀬や沖合の伊豆七島を控えた外洋砂丘海岸が続いており、沿岸一帯には岩礁が多くなっています。また、寒暖2流と風の影響を強く受けています。

一方、海岸線のほぼ全域が南房総国定公園に指定されており、自然豊かな海岸を活かした観光利用や豊富な水産資源とともに、活発な漁業活動が営まれています。

(オ) 湖沼

市内に散在する湖沼の概略について、次の表に示します。

湖沼名	位置	面積 (km ²)	平水量 (m)	最大水深 (m)		水量 (m ³)
				増水期	渇水期	
葛原堰	正木葛原	0.012	6.0	6.0	0	48,000
大正堰	稲細田	0.027	8.0	8.0	2.0	166,000
菌堰	菌府中	0.032	1.5	1.5	0	34,800
菌堰	菌府中	0.016	2.0	2.0	0	30,000
山本堰	山本	0.030	2.5	2.5	0.5	
宮城貯水池	宮城	0.010	5.0	5.3	1.0	60,000
作名ダム	作名	0.085		13.7		630,000

資料：館山市

(カ) 地質構造

本市の地質は、新生代第三紀から第四紀（約 240 万年前～40 万年前）にかけて形成され、地質学上古いほうから西岬層、千倉層、豊房層と呼ばれています。これらは主に凝灰岩、泥岩、砂岩とやわらかい地層のため、河川の侵食により、丘陵部に比較的大きな谷が刻まれています。

また、本市は、現在世界に生息する造礁性サンゴ分布の最北限に当たり、本市の沼地域で、約 6,000 年前に生息していたサンゴの化石を含む「沼層」と呼ばれる地層を見ることができます。

これは、沼層が堆積した時期が今より気候が温暖だったこともあり、海水位が今より約 3 m 高かったと考えられており、さらに、その後の地震隆起により、現在のような山腹に化石が出土する地層が形成されたものです。沼層の造礁性サンゴ化石は、房総各地に広く見られ、市内では沼のほか、豊房地区の南条や西岬地区の香等でも見ることができます。

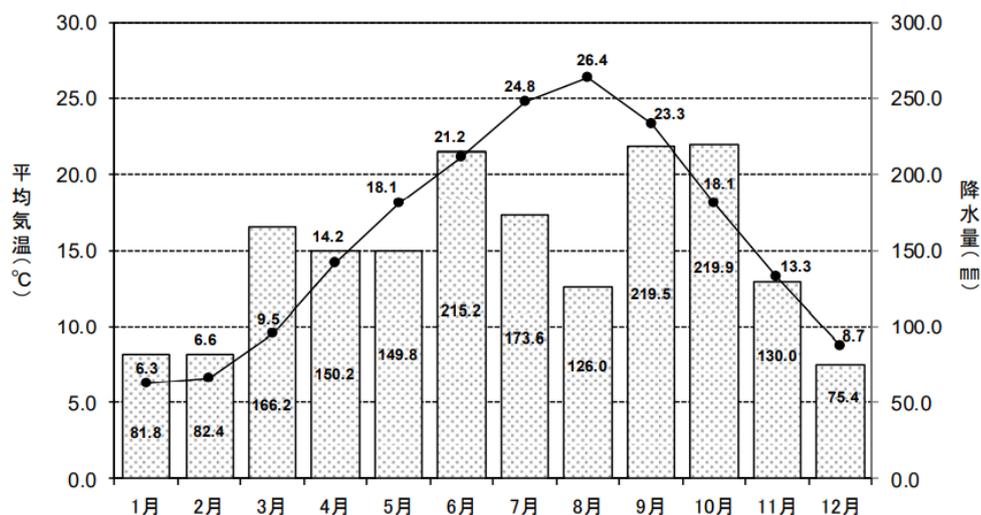
ウ 気象

本市の気候は、海洋性の特質を帯び、一般に温暖湿潤であり、平均気温は最も低い 1 月でも 6.3℃（1981 年～2010 年の 30 年平均）です。海岸地域では降霜や積雪は少なく、最低気温が氷点下となることもまれにありますが、市街地では三方を小高い山が囲む地形のために放射冷却現象が生じ、暖冬時を除けば最低気温が氷点下となることもしばしばあります。

本市では、台風接近時に強風及び大雨を記録することが多く、海岸地域では過去に高潮による被害を経験しています。近年では、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）の際に観測史上 2 番目となる最大瞬間風速 48.8 m/s を記録しました。同年 10 月 25 日には台風第 21 号と低気圧による猛烈な降雨により、当日の 24 時間雨量が 207.5mm に達しました。

今後も地球温暖化等の影響により、風水害の頻発化・激甚化が想定され、行政だけでなく、民間事業者、市民と一体となった対策の推進が必要です。

月別気温・降水量の年間変動（1981～2010 年の 30 年間の平均）



資料：気象庁

(2) 社会特性

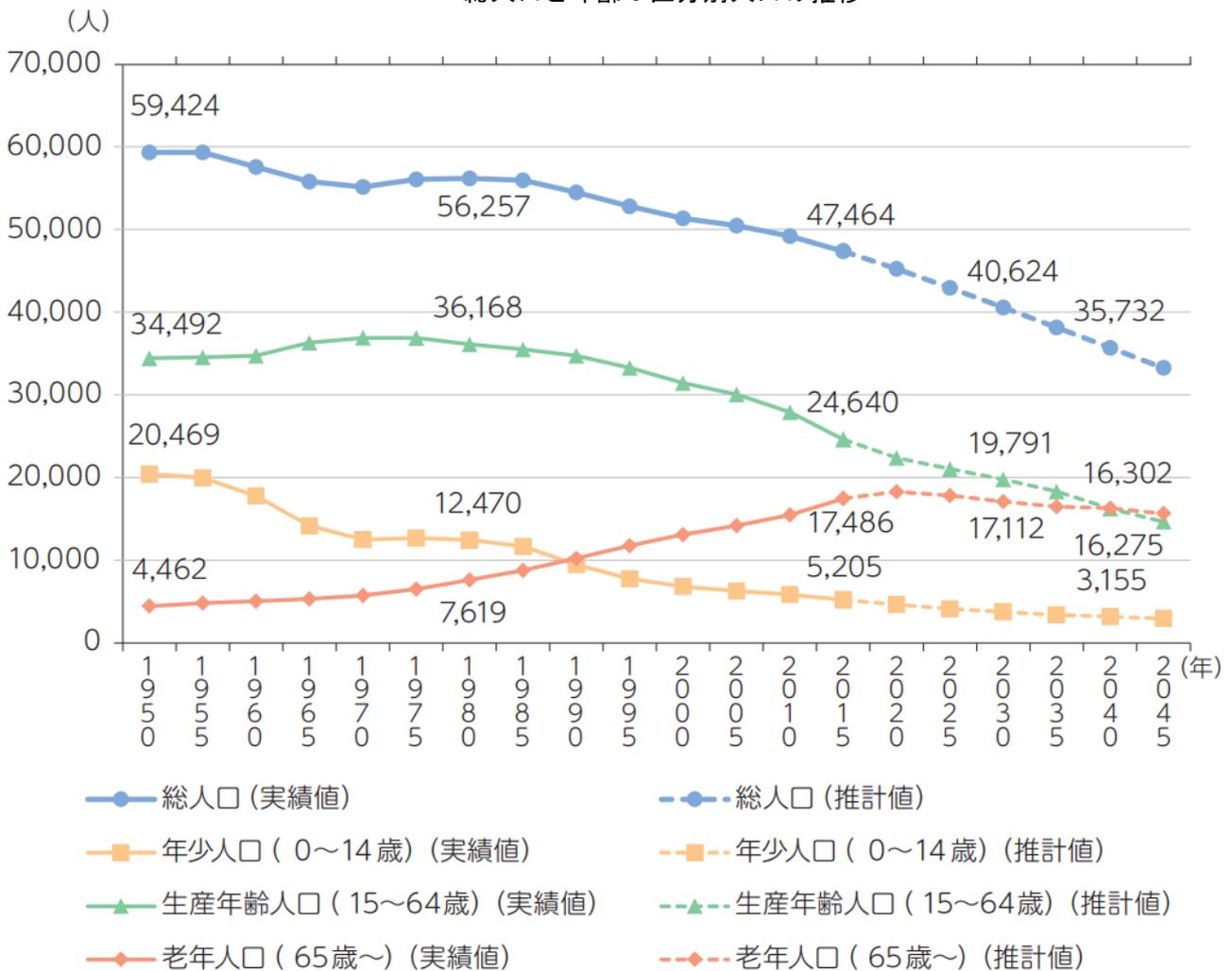
ア 人口

本市の人口は平成以降減少傾向にあり、平成 27 年には 47,464 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によれば、人口減少が加速化し、令和 22 年には約 25%減の 35,732 人になるものとされています。特に年少人口と生産年齢人口の減少が著しく、令和 22 年には高齢者率が 45.6%に達すると想定されています。

このような状況を踏まえ、本市では、若者の移住・定住の促進、安心して生活できる環境の整備等をはじめとした取組を行い、令和 42 年に約 30,000 人を維持することを目標としています。

高齢化の進行は地域活動の担い手の減少につながり、地域防災力の低下を引き起こす可能性もあります。地域の担い手を確保するとともに、地域活動の活性化を図り、住民相互の共助による安心・安全なまちづくりを推進する必要があります。

総人口と年齢 3 区分別人口の推移

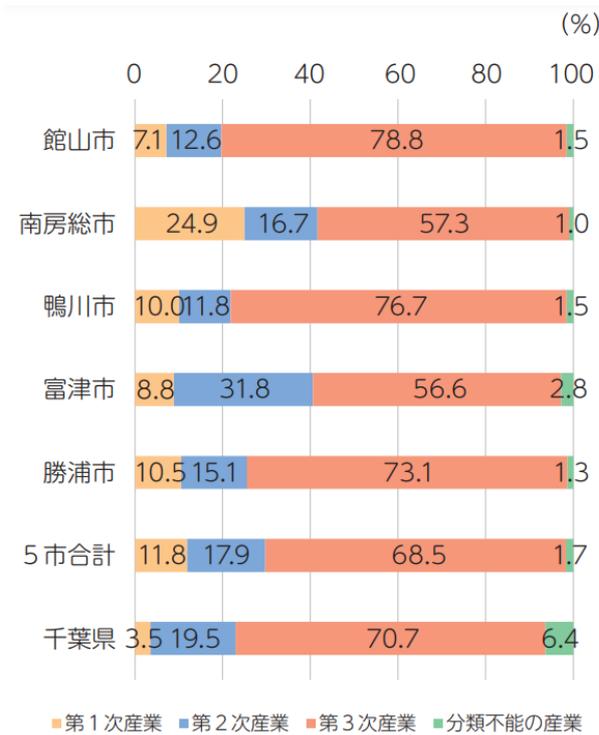


イ 産業

本市の産業構造は、平成 27 年国勢調査の従業者数で見ると、第 3 次産業の割合が 78.8%であり、第 1 次産業 (7.1%)、第 2 次産業 (12.6%) と比較して大きな割合を占めています。また従業者数、就業者数※¹ に関しては、人口減少の影響もあり減少傾向にあります。昼夜間人口比※は 102.5%となっており、安房地域の中では鴨川市と並んで拠点性の高い傾向となっています。昼間の発災時には、遠方からの観光客のほか周辺市からの通勤者も帰宅困難者や徒歩帰宅者になることが想定され、支援方法の検討等が望まれます。

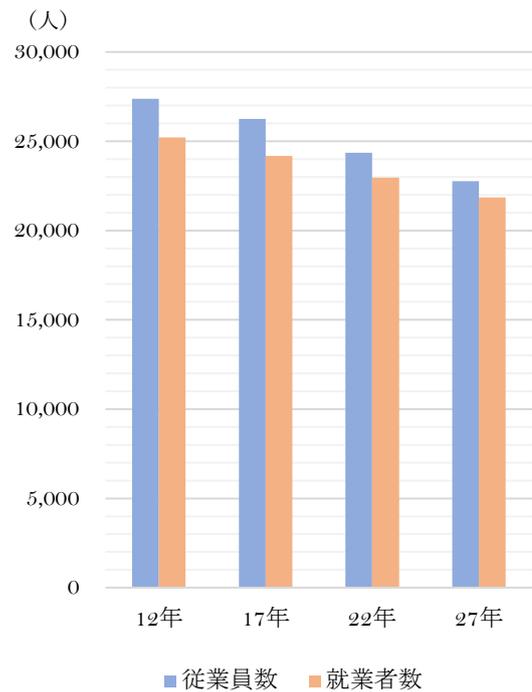
※¹ 従業者数は市内で働いている人 (市民以外も含む)、就業者数は働いている市民 (市外で働いている人も含む)

就業人口構成比の比較 (平成 27 年)



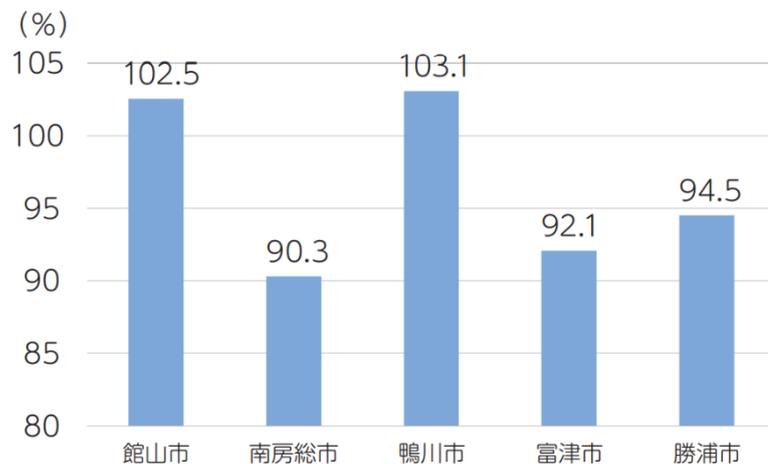
資料：平成 27 年国勢調査

従業者数・就業者数の推移



資料：平成 27 年国勢調査

館山市及び周辺市の昼夜間人口比※
(平成 27 年国勢調査より)



ウ 交通

道路交通網は、国道 127 号、国道 128 号及び国道 410 号が幹線道路として機能しています。本市は房総半島の南端に位置していますが、東京湾アクアラインと東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心からのアクセスが飛躍的に向上しました。

市内には JR 内房線が通り、館山駅、那古船形駅、九重駅の三駅が存在し、バスをはじめとした公共交通網が形成されています。

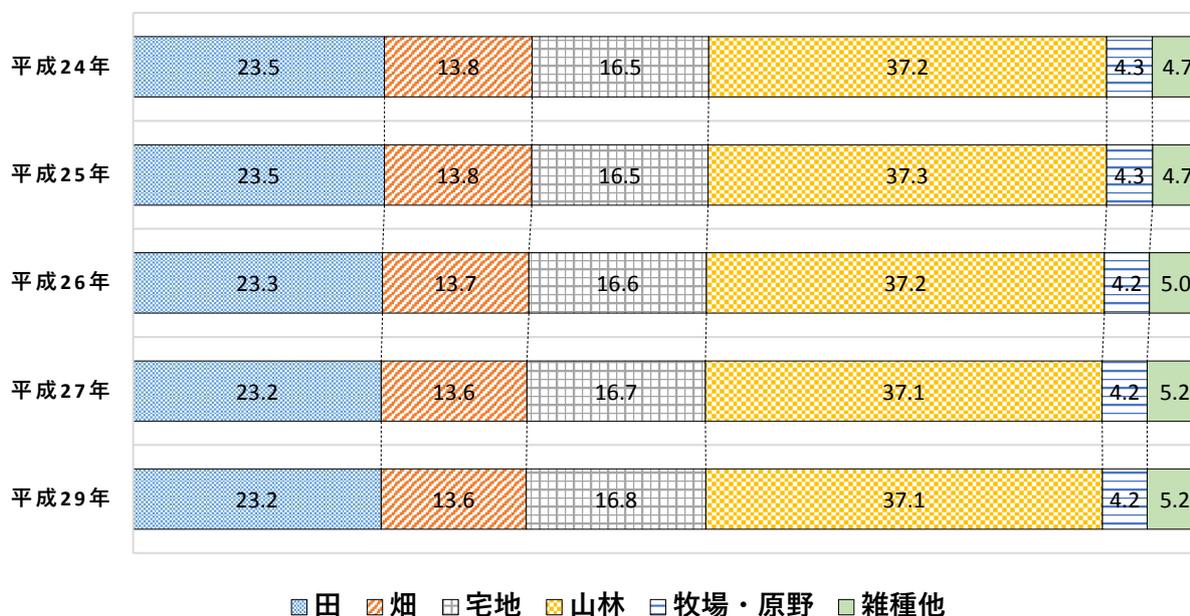
また、「館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）」や交流拠点「“渚の駅”たてやま」の完成により、船舶を迎え入れる海の玄関口としての機能整備も進み、海路・陸路の交流拠点として高い交通利便性を有しています。

道路の適切な維持管理や整備により、発災後にも地域の交通・物流に支障をきたさない交通ネットワークの構築が必要です。特に館山港については大規模災害時の物資輸送の拠点となりえることから、関係機関との連携について引き続き検討・調整を行う必要があります。

エ 土地利用

本市の土地利用は平成 29 年において、田が 23.2%、畑が 13.6%、宅地が 16.8%、山林が 37.1% となっており、山林が全体の 4 割近くを占めています。また、近年の傾向として、田・畑の割合が微減、宅地の割合が微増傾向にあります。管理されていない森林や耕作放棄地などは大規模火災や土砂災害の発生、貯水機能の低減等による浸水被害の発生等を誘発する可能性があることから、引き続き、管理等のあり方を検討する必要があります。

地目別民有地面積割合の推移※1



※1 各年 1 月 1 日現在の課税対象地の面積である

資料：館山市統計

1-3 目指すべき姿

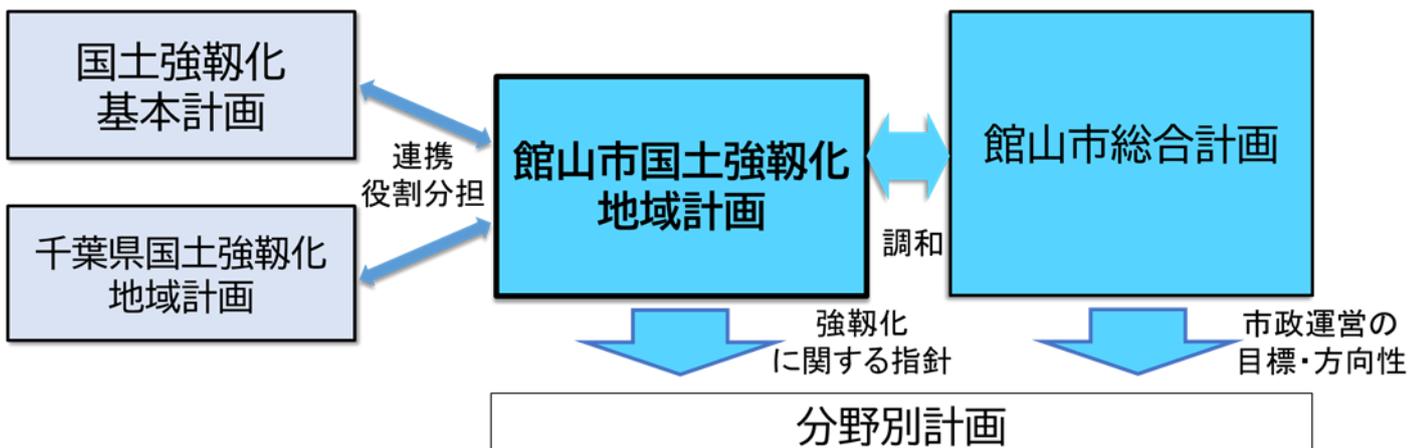
本計画により、大規模自然災害から市民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能にすることに加え、交通、産業、エネルギー供給、医療等のさまざまな分野の強靱化を推進することにより、地域の活性化や本市の持続的な成長を促進します。

1-4 計画の位置づけ及び構成

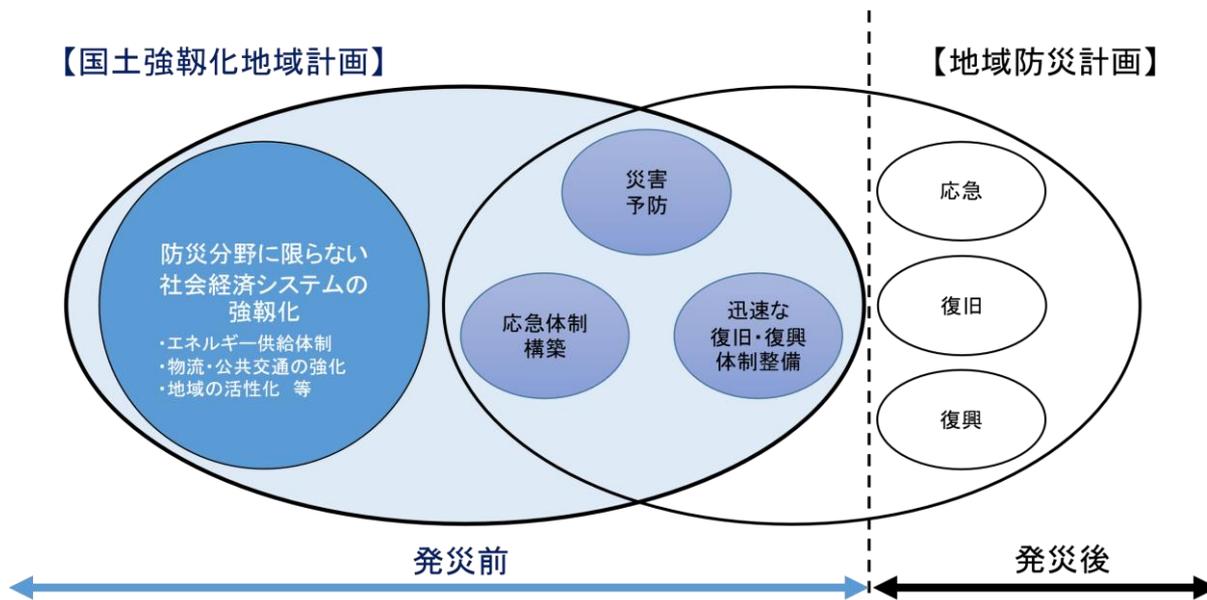
(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、本計画以外の本市の計画等の指針となるべきものとして策定するものです。なお、本計画は、国が定める「国土強靱化基本計画」と県が定める「千葉県国土強靱化地域計画」との連携を図るものとし、また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。

【計画の位置づけのイメージ】



【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性イメージ】



(2) 計画の構成

本計画では、以下のプロセスを経て、本市における強靱化の目標や方向性を示し、今後重点的に取り組む施策を選定することとしました。

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 本市の地域特性 ⇒ 本市の自然特性、社会・経済特性について整理。
- 3 目指すべき姿
- 4 計画の位置づけ及び構成
- 5 基本目標 ⇒ 国、県にならない、4つの基本目標を設定。
- 6 事前に備えるべき目標 ⇒ 国、県にならない、8つの事前に備えるべき目標を設定。

第2章 脆弱性評価

- 1 想定するリスク ⇒ 本市の過去の被害や想定される自然災害を整理。
- 2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定。
- 3 施策分野の設定
館山市総合計画との整合をはかり、7つの個別施策分野、5つの横断的施策分野を設定。
- 4 評価の実施手順
- 5 脆弱性評価結果
「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避する観点から、現状の施策の脆弱性を分析・評価。

第3章 強靱化の推進方針

- 1 施策分野ごとの推進方針
- 2 横断的施策分野における推進方針
「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価に基づいて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、今後必要となる施策を検討。また、施策分野別に、今後必要となる施策を推進方針として整理。進捗管理のため、推進する施策のうち設定可能なものに対しては KPI(重要業績評価指標)を設定。

第4章 計画の推進と進捗管理

- 1 施策の重点化
本市の現状や想定されるリスクを踏まえ、優先的に取り組むべき重点化施策を選定。
- 2 進捗状況の把握
計画の着実な推進に向けて、KPI等を活用した進捗管理について提示。
- 3 計画の見直し
社会情勢や災害リスクの変化等を踏まえ、最新の知見を取り入れ強靱化を推進するため、計画の見直しについて提示。

1-5 基本目標

基本法では、第14条で、「地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本市の地域計画の策定に当たっては、基本計画や県計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧・復興

1-6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体の達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第2章 脆弱性評価

2-1 想定するリスク

(1) 過去の主な災害

ア 地震・津波災害

千葉県は、活断層による地震よりもプレート境界に生じた海溝型地震の被害を受けてきており、特に県内に被害をもたらした地震としては、「1677年延宝地震」、「1703年元禄地震」、「1855年安政江戸地震」、「1923年大正関東地震」「1987年千葉県東方沖地震」、「2011年東北地方太平洋沖地震」の6地震が挙げられます。

このうち、本市では、「元禄地震」及び「大正関東地震」により甚大な被害を受けています。

「元禄地震」では、房総半島で震度6～7の揺れが発生したと推定され、特に本市と南房総市では震度7に相当する揺れがあったと言われています。津波の波高は「日本被害津波総覧」によると相浜で10mを超えていたとのこと。地震にあわせて土砂災害も多発し、那古村（現・館山市那古）では、那古山の斜面が崩落し、那古寺の建物がすべて倒壊してしまったほか、畑村（現・館山市畑）でも、多くの山崩れが発生し、谷に流入した土砂が川をせき止めて、複数の天然ダムを形成したとされています。

また、「大正関東地震」では、相模トラフと呼ばれる海域を震源とするM7.9の地震が発生しました。関東地方の南部で大きな揺れが起こり、広い範囲で震度6が観測され、その被害が甚大なことから「関東大震災」と呼ばれています。県内では本市周辺で被害が大きく、本市の被害状況は死者727人、負傷者1,885人、全壊家屋5,935戸、半壊家屋6,640戸でした。また、津波の高さは、館山平野で1.8m、洲崎で4～7m、相浜で7～9mであったと記録されています。さらに、海底が隆起し、沖合100mほどが砂浜になったほか岸沿いの道路では液状化による道路の地割れが起こるなど、未曾有の被害をもたらしました。

イ 風水害

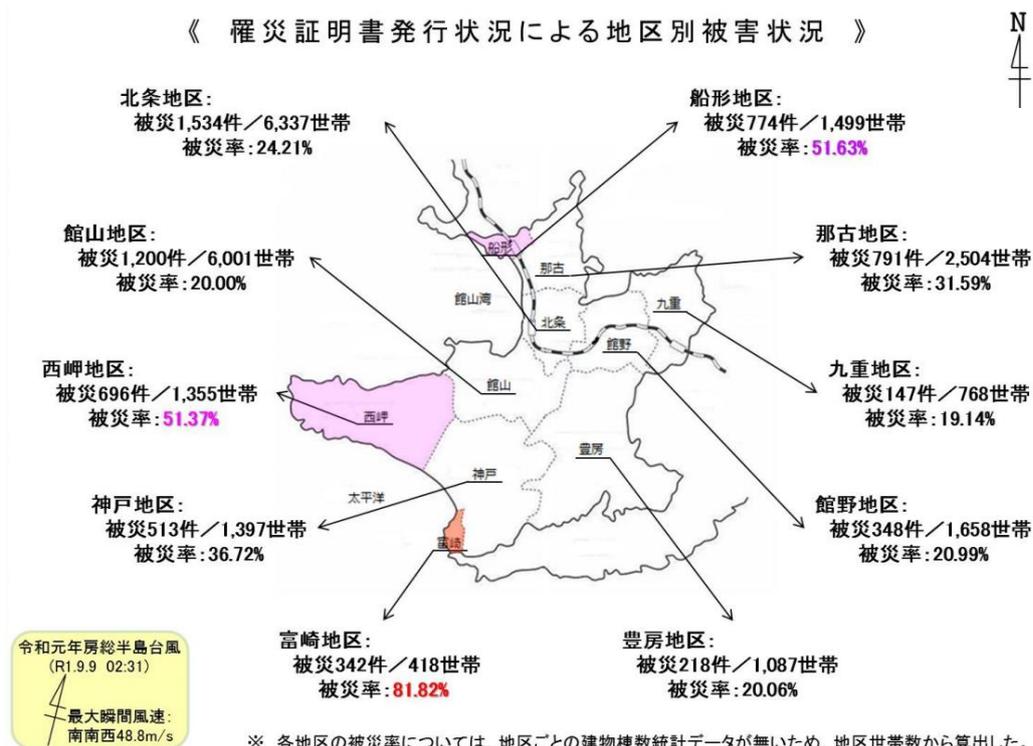
風水害の主なものとしては、台風の接近に伴う強風、大雨、高潮等が挙げられます。本市では、平久里川と汐入川流域において、台風等の大雨により河川増水による氾濫の恐れがあります。

平成18年4月12日の大雨では、安房地域整備センターで24時間雨量83mmを記録し、平久里川上流の南房総市荒川では、同じく242mmを記録するほどの降水があり、平久里川の水位が避難勧告の基準水位を超えました。このため、午前8時20分に平久里川流域675世帯、1,761人に対し、避難勧告を発令しました。この大雨により、床上浸水4件をはじめ、がけ崩れ等の被害が発生しました。

平成 25 年 10 月 15 日～16 日にかけての台風第 26 号では、市内で最大瞬間風速 38.5m/s、24 時間降雨量 321.5 mm を記録し、増水により平久里川の平成橋付近が溢れたことから、流域の 40 世帯、100 人に対し、避難勧告を発令しました。

近年では、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）が 9 月 9 日に関東地方を直撃し、本市では午前 2 時半ごろ、観測史上 2 番目となる最大瞬間風速 48.8m/s を記録しました。南南西からの竜巻のような猛烈な風により、建物被害、停電や断水、通信障害などが発生、市内全域が甚大な被害を受けました。特に、暴風による電柱の倒壊等により発生した大規模停電は最長 2 週間近くにおよび、市民生活に大きな影響を与えました。家屋の屋根飛散の被害が甚大で、市全体では 6,000 棟を超える住家が被災しました。

《 罹災証明書発行状況による地区別被害状況 》



資料：令和元年房総半島台風等被害に関する災害対応の検証

令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、令和元年房総半島台風（台風第 15 号）の経験をもとに早期に避難を呼びかけたこともあり、17 か所の避難所に過去最多の 2,332 人が避難しました。吹き荒れた暴風により房総半島台風で被災した家屋のブルーシートが剥がされるなどの被害が多数発生しました。

また、10 月 25 日午前、台風第 21 号と低気圧による猛烈な降雨によって、本市に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表されました。

当日の 24 時間雨量は、207.5mm に達し、市内各所で道路冠水や土砂崩れ等が発生し、道路が通行止めとなった他、河川に近い住家の床上、床下浸水被害も発生しました。

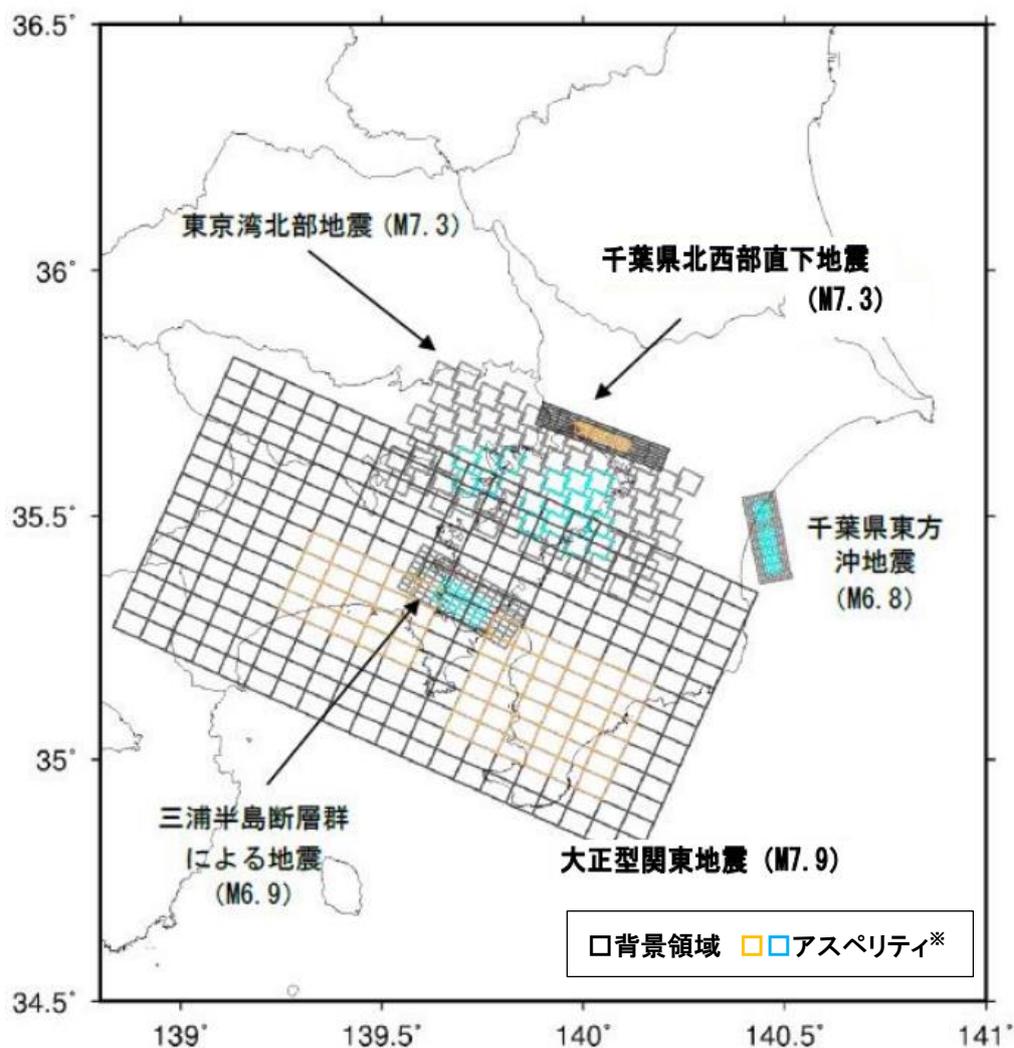
(2) 想定される災害

ア 地震・津波災害

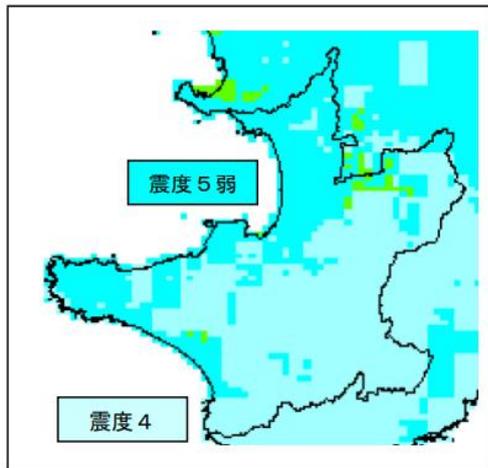
(ア) 地震想定

本市において想定される地震について「平成 19 年度及び平成 26・27 年度千葉県被害想定調査」や国の報告書等を踏まえ、以下をとおり整理します。

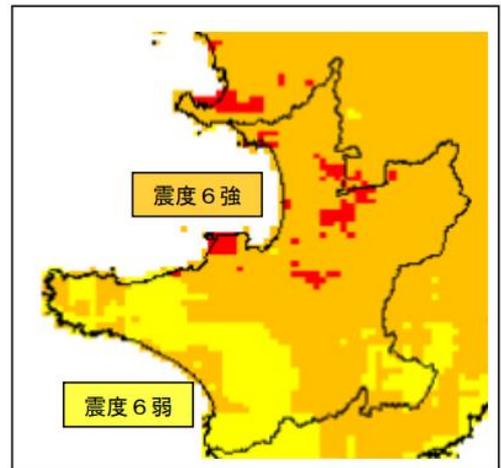
No.	想定地震名	マグニチュード	地震のタイプ	30年以内の発生確率	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	プレート内	70%	平成 26・27年度
2	大正型関東地震	7.9	プレート境界	0~2%	平成 26・27年度
3	東京湾北部地震	7.3	プレート境界	低い	平成 19 年 度
4	千葉県東方沖地震	6.8	プレート内	—	
5	三浦半島断層群による地震	6.9	活断層	0~3%	



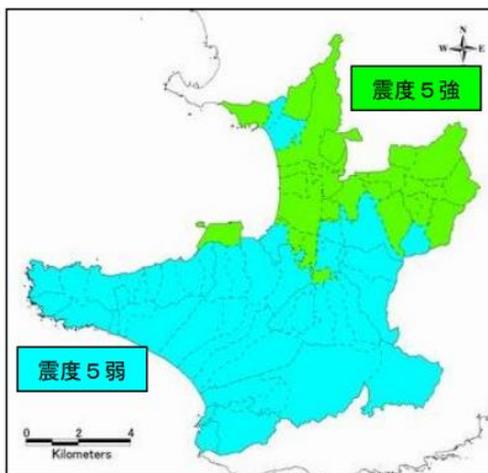
前述の5つの地震動により予測される震度分布は次図に示すとおりであり、震度が最大となるのは「大正型関東地震」で、市南部で震度6弱程度、それ以外の市域の大半では震度6強程度となり、一部地域では震度7程度になることが想定されています。



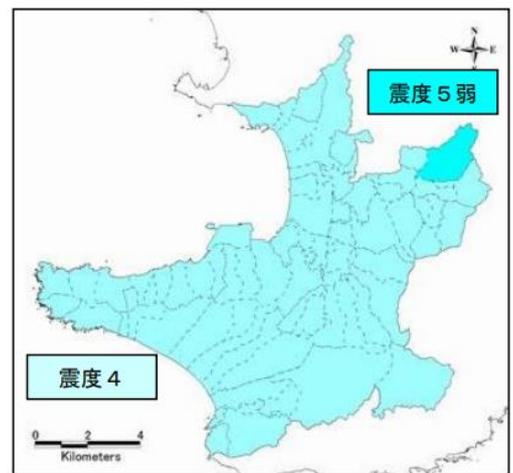
千葉県北西部直下地震 (M7.3)



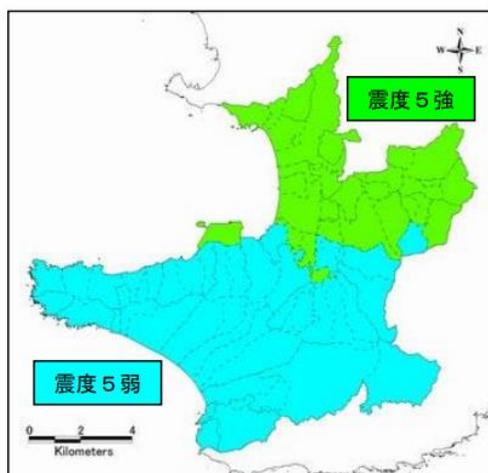
大正型関東地震 (M7.9)



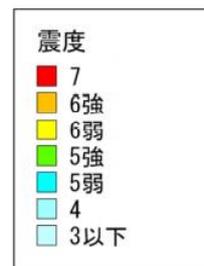
東京湾北部地震 (M7.3)



千葉県東方沖地震 (M6.8)

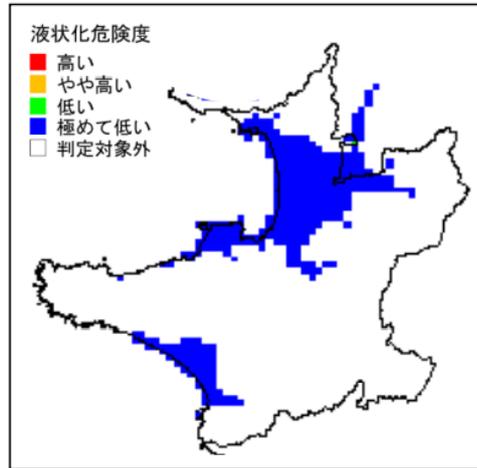


三浦半島断層群による地震 (M6.9)

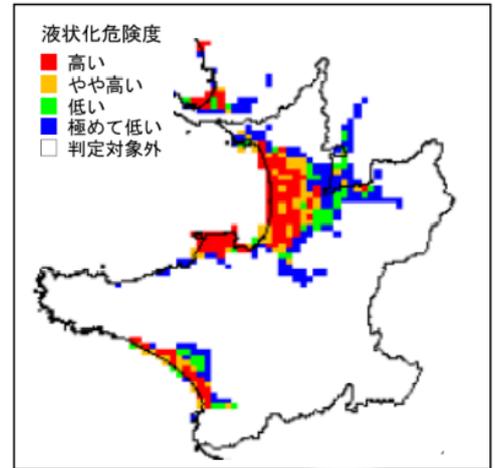


5つの地震の液状化危険度の予測は、次図に示すとおりであり、「大正型関東地震」を除き、液状化危険度は全般的に低い傾向にあります。

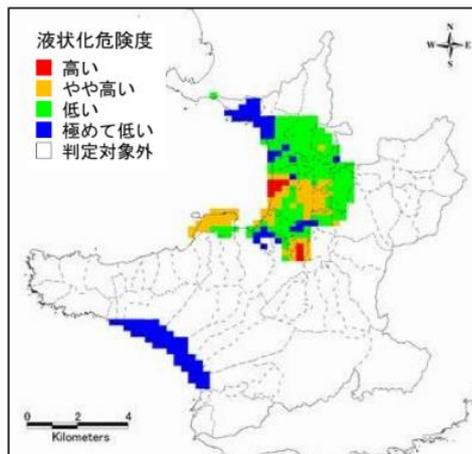
「大正型関東地震」については、市南部の沿岸部と館山湾岸の一部に液状化危険度が高い地域が見られます。



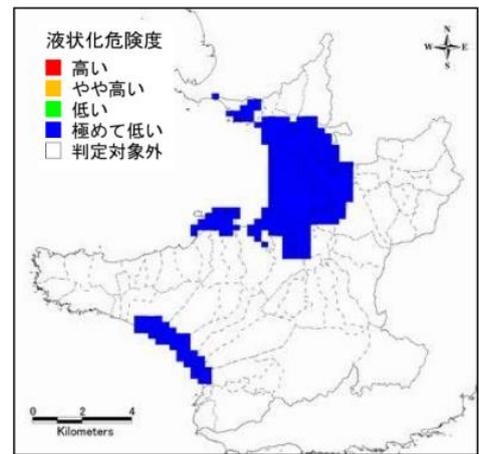
千葉県北西部直下地震



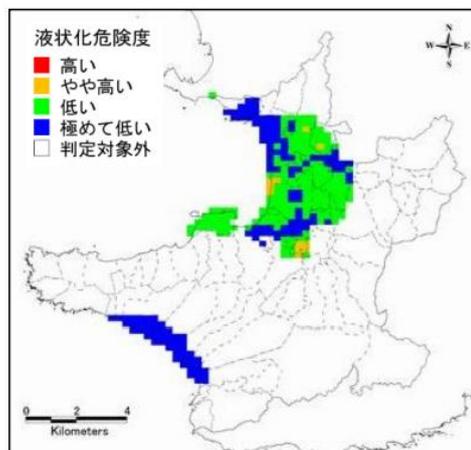
大正型関東地震



東京湾北部地震



千葉県東方沖地震



三浦半島断層群による地震

前述の5つの想定地震のうち、「大正型関東地震」を除く想定地震については、建物被害、人的被害等の予測を行っています。（「大正型関東地震」は、地震動の想定のみ。）

これをみると、本市では、「千葉県北西部直下地震」及び「千葉県東方沖地震」による被害は軽微であり、「東京湾北部地震」及び「三浦半島断層群による地震」による被害が比較のみられるため、この両地震を中心に整理を行っています。

種別	想定被害
建物被害	<p>■揺れによる全半壊 「東京湾北部地震」では、全壊13棟、半壊384棟、「三浦半島断層群による地震」では、全壊11棟、半壊389棟が想定されています。</p> <p>■液状化による全半壊 「東京湾北部地震」では、全壊16棟、半壊51棟、「三浦半島断層群による地震」では、全壊7棟、半壊22棟が想定されています。</p> <p>■急傾斜地崩壊 急傾斜地崩壊による全半壊数は「三浦半島断層群による地震」の方が多く、全壊6棟、半壊15棟となっています。「東京湾北部地震」では、全壊4棟、半壊9棟となっています。</p>
火災	4つの想定地震においては、火災は発生しないことが想定されています。
人的被害	<p>「東京湾北部地震」、「三浦半島断層群による地震」とともに、地震による死者数は0～1人、負傷者は50人弱と想定されています。</p> <p>原因別の負傷者数では、建物の倒壊によるものが大半ですが、家具等の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、急傾斜地の崩壊等による負傷者も若干発生することが予測されています。</p>
避難者数	「東京湾北部地震」による発災1日後の避難者数は1,900人程度、「三浦半島断層群による地震」による発災1日後の避難者数は1,500人程度になることが想定されています。
帰宅困難者数	<p>「東京湾北部地震」、「三浦半島断層群による地震」とともに、帰宅困難者数は約2,400人と推定されています。</p> <p>なお、本市の場合、いずれの想定震源からも離れていることから、直接的に大きな被害を受けることはないことが想定されていますが、房総半島の南端部という立地環境から、避難者数よりも帰宅困難者数の方が多くなっていることが特筆されます。</p>

出典：館山市地域防災計画

資料：「千葉県北西部直下地震」「大正型関東地震」は平成26・27年度千葉県地震被害想定調査（平成28年3月）
「東京湾北部地震」「千葉県東方沖地震」「三浦半島断層群による地震」は平成19年度千葉県地震被害想定調査（平成20年3月）

なお、上記、「東京湾北部地震」、「三浦半島断層群による地震」のほか、発生確率がほぼ0%に近い（地震調査推進本部）とされていますが、房総沖で発生する「元禄地震」規模の地震（マグニチュード8.2）については、過去の千葉県地震被害想定調査結果（平成10年度実施）によれば本市に大きな被害を及ぼすことが想定されています。

地震動及び揺れに関して、「元禄地震」では過去の記録から本市や南房総市に当たる地域は震度7相当の揺れに見舞われたものと推定されており、同等の地震が発生した場合には、やはり最大震度7程度が想定されます。また、液状化危険度についても高いものと想定されます。

被害として、平成10年度の地震被害想定結果では、「元禄地震」規模の地震における大破建物数は木造1,131棟、非木造156棟、火災発生件数5件、延焼出火件数1件、焼失建物7棟と想定され、地震動に伴う火災発生の可能性についても示されています。

(イ) 津波想定

本市では県や国による調査結果を踏まえ、「平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査」(平成 24 年 3 月)による元禄地震動震源モデルによる津波浸水想定、「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波浸水想定(千葉県地震被害想定調査(平成 26、27 年度))、南海トラフ沖地震による津波浸水想定により、本市の津波被害を想定します。

元禄地震震源モデルで防潮施設がある場合の最大津波高*は、「野島(相浜)」の 11.4m で、「伊戸」、「南房パラダイス」も 10m を超えることが予測されています。

また、第一波の最速到達時間は、「赤門」の 0.1 分で、最も遅くて「西浜」の 5.6 分であり、ほとんどの地点は 5 分以内に第一波が到達することが予測されています。

最大津波浸水深*は、各地点の海岸の形状に左右され、「野島(相浜)」10.0m、「伊戸」8.1m、「南房パラダイス」7.0m 等が深くなっています。防潮施設がない場合の最大津波高*、第一波の最速到達時間及び最大津波浸水深*についても、防潮施設がある場合とほぼ同様の傾向になっています。

「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による津波浸水想定(千葉県地震被害想定調査(平成 26、27 年度))では、東北地方太平洋沖地震の割れ残り領域*で、津波被害を想定する地震として「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」と命名し、マグニチュード 8.2 程度の地震が発生した場合の津波被害を想定しています。

この地震による津波の発生状況は、最も早く第一波が到達する地点は「川名」の 22.2 分で、次いで「洲崎 2」及び「伊戸」の 23.1 分となっています。最大波到達時間についても、「川名」(22.2 分)、「伊戸」(23.1 分)が早くなっています。

また、最大津波高*が一番高い地点は、「南房パラダイス」の 4.8m であり、外洋に面した地区では 3 m 程度、館山湾内では 2m 弱の津波高が想定されています。

一方、最大津波浸水深*は、各地点の海岸の形状に影響され、館山湾内の地点では 2m 弱、外洋に面した地点では 2m から 4m を超えることが想定されており、「南房パラダイス」の 4.6m が最大浸水深となっています。なお、館山湾に位置する平久里川、汐入川では、津波が上流に向かって遡上することが想定されています。

国の中央防災会議による、南海トラフ巨大地震が発生した際の被害想定によれば、本市では、この地震による最大震度は 5 強で、発生する津波の平均津波高(満潮位)は 6m、最大津波高*は 11m となることが想定されています。

また、1 m の津波が到達する時間は、地震発生後から 31 分、3 m の津波では 32 分、5 m の津波は 56 分となっており、浸水面積の合計は 510ha となることが想定されています。

元禄地震動震源モデルによる沿岸津波高・到達時間・最大津波浸水深*一覧

■防潮施設あり

代表点名	最大津波高 *T.P(m)	津波到達時間(分)		最大津波 浸水深(m)	最大浸水 距離(m)	地盤変動量 (m)
		第一波	最大波			
西浜	5.2	5.6	75.5	4.1	10	1.5
船形	5.4	4.6	74.5	4.4	50	1.8
船形漁港	5.5	2.3	74.1	0.6	30	1.8
那古1	5.9	1.9	75.9	1.7	10	2.0
那古2	6.1	1.9	76.3	3.7	40	2.0
八幡	5.9	1.9	75.5	3.9	30	32.2
北条1	5.9	2.6	75.9	0.6	20	2.4
北条2	6.0	2.9	75.4	0.8	70	2.6
西の浜	6.2	1.8	75.1	1.9	60	2.6
赤門	5.8	0.1	75.2	4.1	910	2.5
富士見1	5.6	0.9	73.3	1.6	1030	2.5
富士見2	5.1	0.7	74.1	0.4	230	2.4
沖ノ島	4.8	0.7	0.7	1.8	20	2.4
塩見	4.8	0.7	2.0	0.2	10	2.7
浜田	4.6	1.7	73.1	2.4	20	2.6
西岬	4.4	3.0	73.1	1.5	30	2.4
矢尻の井戸	4.0	1.7	70.5	1.7	50	2.2
洲崎1	4.7	0.3	46.1	2.1	100	2.1
洲崎2	5.4	2.9	43.7	2.8	60	2.2
川名	6.7	2.8	27.5	5.0	270	2.6
伊戸	11.0	3.1	26.0	8.1	40	2.9
平砂浦	8.9	2.9	42.6	5.3	40	3.1
南房パラダイス	10.8	1.6	21.8	7.0	290	3.5
野島	11.4	3.1	19.4	10.0	340	3.8

■防潮施設なし

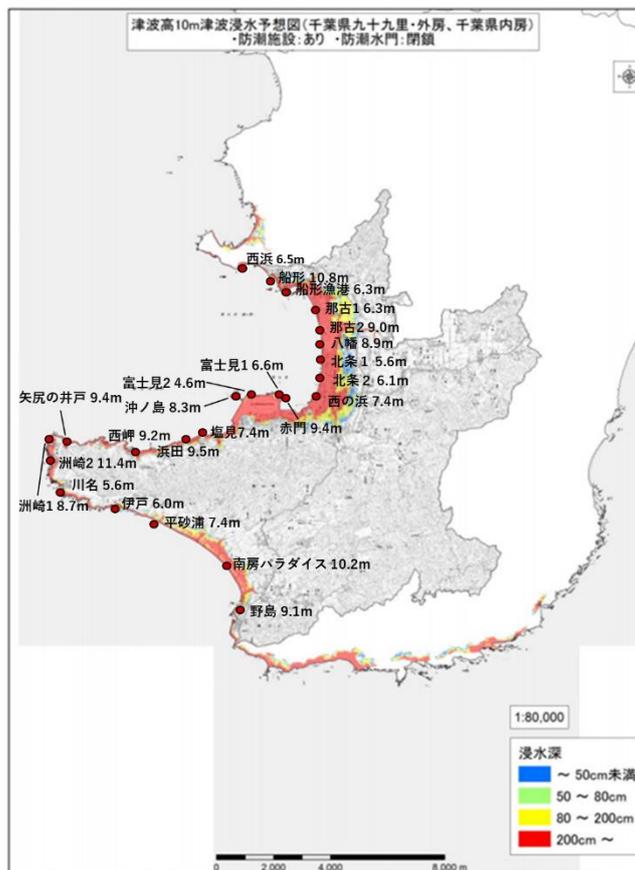
代表点名	最大津波高 *T.P(m)	津波到達時間(分)		最大津波 浸水深(m)	最大浸水 距離(m)	地盤変動量 (m)
		第一波	最大波			
西浜	5.2	5.6	75.5	4.1	10	1.5
船形	5.4	4.6	74.5	4.4	50	1.8
船形漁港	5.5	2.3	74.1	0.6	10	1.8
那古1	5.9	1.9	75.9	1.7	180	2.0
那古2	6.1	1.9	76.3	3.7	440	2.0
八幡	5.9	1.9	75.5	3.9	60	2.2
北条1	5.9	2.6	75.9	0.7	20	2.4
北条2	6.0	2.9	75.4	0.9	70	2.6
西の浜	6.2	1.8	75.1	1.9	60	2.6
赤門	5.8	0.1	75.2	4.1	910	2.5
富士見1	5.7	0.9	73.3	1.7	700	2.5
富士見2	5.1	0.7	74.1	0.5	320	2.4
沖ノ島	4.8	0.7	0.7	1.8	210	2.4
塩見	4.8	0.7	2.0	0.2	10	2.7
浜田	4.6	1.7	73.1	2.4	20	2.6
西岬	4.4	3.0	73.1	1.5	30	2.4
矢尻の井戸	3.9	1.7	70.5	1.9	50	2.2
洲崎1	4.7	0.3	46.1	2.1	100	2.1
洲崎2	6.1	2.9	43.7	3.5	60	2.2
川名	6.7	2.8	27.5	5.1	270	2.6
伊戸	11.2	3.1	26.0	8.3	40	2.9
平砂浦	8.9	2.9	42.6	5.3	40	3.1
南房パラダイス	11.0	1.6	21.8	7.3	270	3.5
野島	14.7	3.1	19.4	10.1	300	3.8

資料：平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）（平成 24 年 3 月、千葉県）

元禄地震津波浸水予想図（防潮施設あり）



津波高 10m津波※浸水予想図（防潮施設あり）



※津波高 10m 津波
地震発生後津波来襲前に住民を安全な場所まで避難を促すことを目的として、千葉県内の各海岸で気象庁発表予定の大津波警報発表(10m)を想定され設定された津波のこと

資料：平成 23 年度東日本大震災千葉県津波調査業務委託報告書（概要版）（平成 24 年 3 月、千葉県）

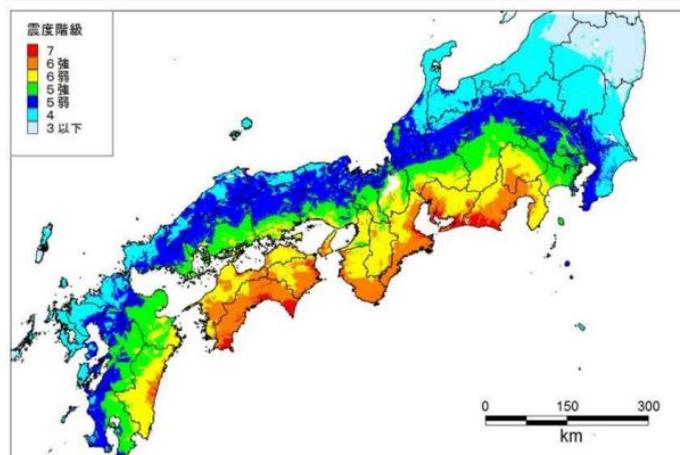
「房総半島東方沖日本海溝沿い地震」による沿岸津波高・到達時間・最大津波浸水深※一覧

代表点名	最大津波高 ※T.P(m)	津波到達時間(分)		最大津波 浸水深(m)	最大浸水 距離(m)
		第一波	最大波		
西浜	1.6	28.4	116.4	0.9	0
船形	1.6	29.6	118.0	1.2	10
船形漁港	1.5	31.2	118.6	1.0	20
那古1	1.8	31.5	71.5	0.2	10
那古2	1.8	31.7	71.5	1.9	30
八幡	1.9	31.6	71.5	1.5	30
北条1	1.8	31.8	72.4	0.9	50
北条2	1.7	31.6	72.5	1.1	3-
西の浜	1.8	31.8	72.4	0.9	50
赤門	1.6	32.1	74.0	1.3	560
富士見1	1.3	33.0	183.3	0.8	20
富士見2	1.3	28.1	48.7	-	-
沖ノ島	1.5	27.3	118.5	1.4	20
塩見	1.9	27.6	119.3	1.7	20
浜田	1.6	27.5	118.9	1.2	20
西岬	1.7	26.9	79.6	0.4	10
矢尻の井戸	1.3	24.6	42.7	0.7	10
洲崎1	1.7	23.3	41.2	2.1	130
洲崎2	2.4	23.1	41.5	2.7	60
川名	1.9	22.2	22.2	1.9	40
伊戸	2.3	23.1	23.1	-	-
平砂浦	3.3	23.9	43.7	2.4	30
南房パラダイス	4.8	24.4	40.3	4.6	30
野島	4.5	24.4	40.0	4.4	110

資料：平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書（平成 24 年 3 月、千葉県）

南海トラフ沖地震による津波高・浸水面積・最短到達時間・震度一覧

分類		館山市
平均津波高 (m)		6
最大津波高* (m)		11
最短到達時間 (分)	津波高+1m	31
	津波高+3m	32
	津波高+5m	56
浸水面積 (ha) 【浸水深ごと】	1cm 以上	510
	30cm 以上	460
	1m 以上	380
	2m 以上	230
	5m 以上	30
最大震度		5 強

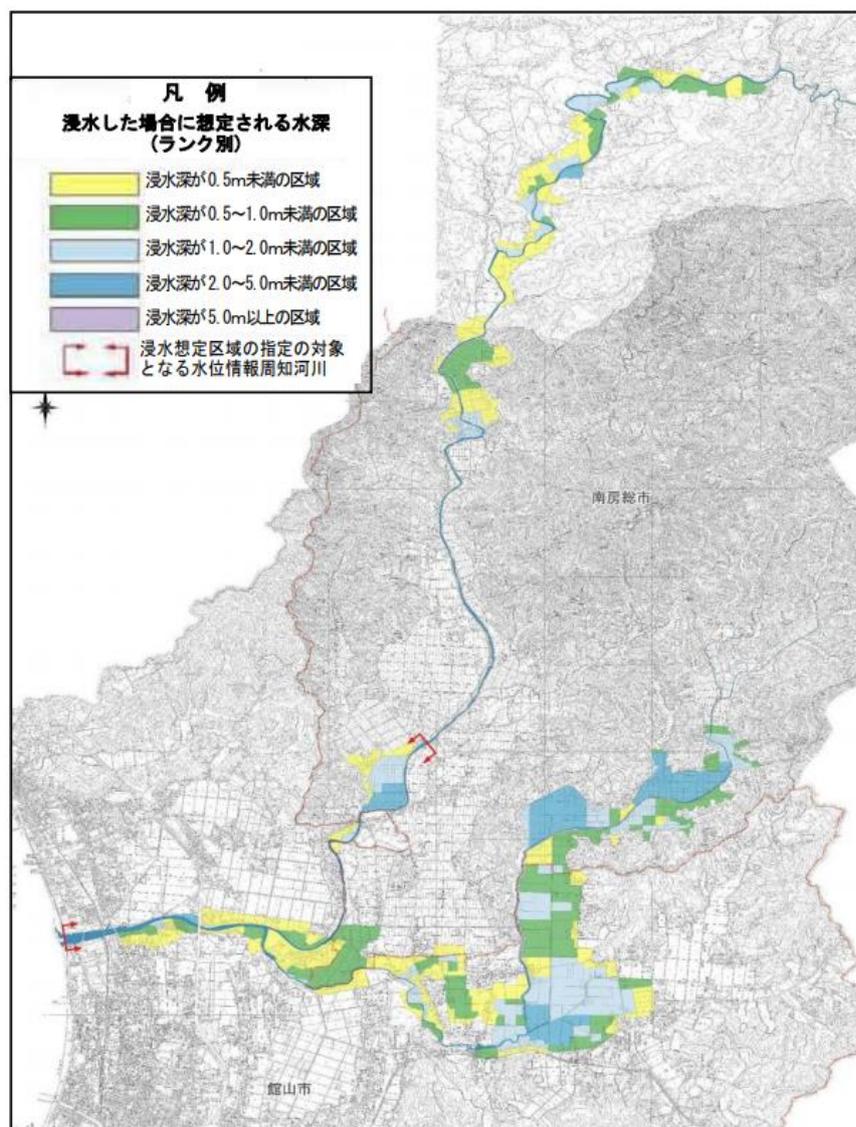


イ 風水害

県では、一級河川の中で知事が管理している河川及び二級河川で、洪水により相当な損害を生じる恐れがあるものとして指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しています。

本市では、平久里川が指定されており、浸水想定区域図をみると、市街地部の河川沿い一帯においても、浸水深 0.5m未満区域や 0.5～1.0m未満の区域に指定されており、洪水時には市街地が浸水することが想定されています。

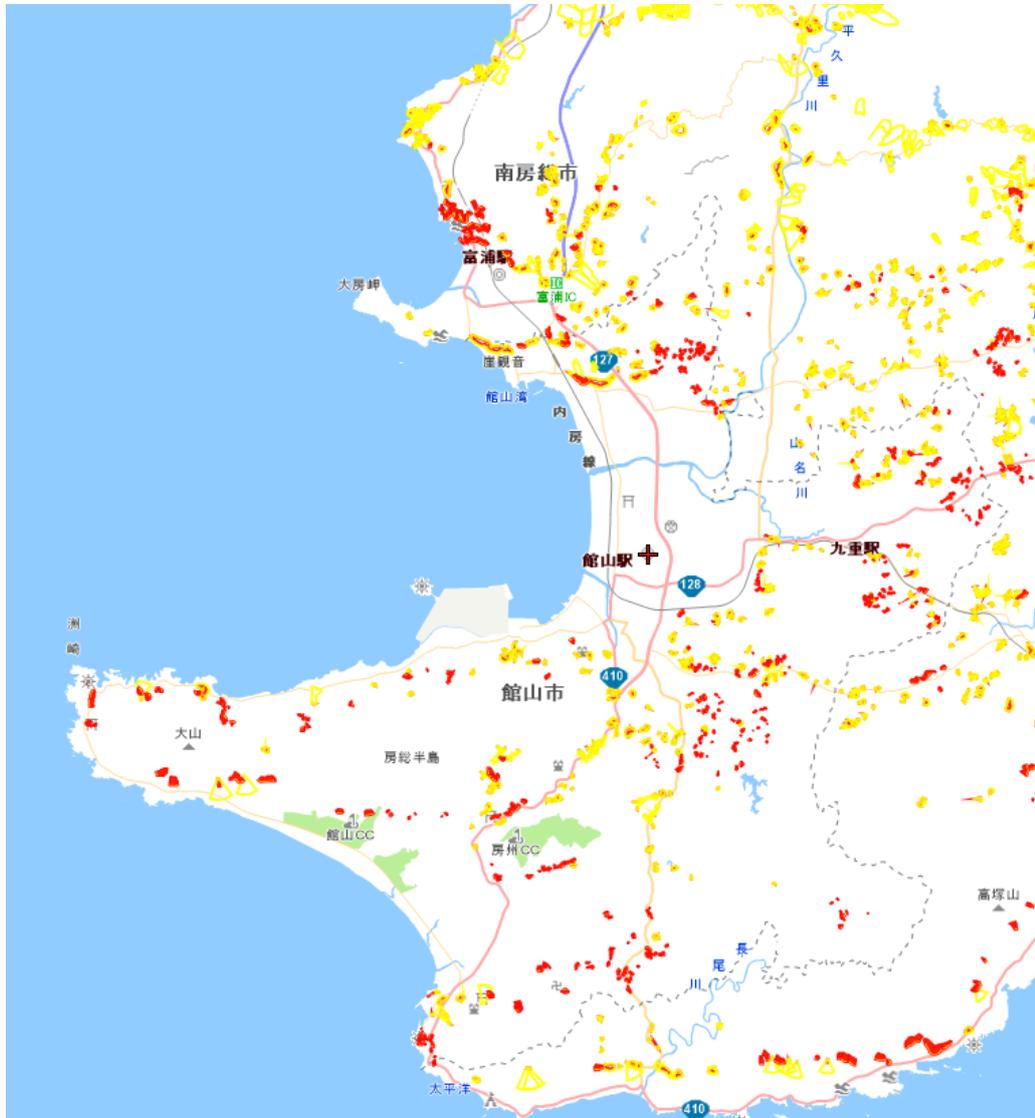
また、近年は風水害の激甚化、頻発化が著しく、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等と同等規模の台風が今後も本市に襲来する可能性が十分想定されます。



資料：千葉県土整備部河川環境課防災対策室

ウ 土砂災害

市内には土砂災害危険箇所が指定されており、地震時や大雨・台風時などに土砂災害が発生する可能性が高い地域も存在しています。



資料：ちば情報マップ

2-2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされています。本計画においては、国による45の最悪の事態、千葉県による37の最悪の事態を参考に、本市の地域特性や想定するリスクを踏まえ、4つの「基本目標」の実現に向け、8つの「事前に備えるべき目標」に対し、40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等に起因する避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-6	土砂災害警戒区域内等災害危険区域の小学校等公共施設における多数の人的被害の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	防災行政無線等の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン※を含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン※の寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーン※の維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食糧等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（館山変電所等）や石油・LPガスサプライチェーン※の機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水道の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
		6-6	ごみ及びし尿等の収集停止や、ごみ処理施設及びし尿処理施設等の長期にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	農業用ため池の損壊・機能不全、富士山噴火物等による二次災害の発生
		7-5	風評被害等による市内経済への甚大な影響
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開※等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域地盤沈下、液状化、隆起等による広域・長期にわたる浸水被害、地盤被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	観光地の被災や、交通機関・道路の被害による本市を支える観光業等の長期の停滞
		8-7	教育施設、職員の被災等による長期にわたる適切な教育機会の損失

2-3 施策分野の設定

国土強靱化基本計画、千葉県国土強靱化地域計画の施策分野を参考とし、館山市総合計画と連携を取りながら、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、本市の状況に応じて、次の7つの個別施策分野、5つの横断的施策分野を設定します。

個別施策分野		横断的施策分野	
1	子育て・福祉・医療	A	リスクコミュニケーション
2	教育・文化	B	人材育成
3	産業・経済	C	官民連携
4	基盤整備	D	老朽化対策
5	環境共生	E	少子高齢化対策
6	防災・安全		
7	市民参画・行政運営		

2-4 評価の実施手順

まず、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本市における現状の施策群を整理しました。

次に、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対応する施策ごとに進捗状況等を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性として評価し、その結果を「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごと、施策分野ごとに取りまとめます。この際に、施策の現況と今後の進捗を管理・把握するため、定量的な「重要業績評価指標」を必要に応じて設定しました。作業に当たっては、縦軸に40の「起きてはならない最悪の事態」を、横軸に12の施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごと、施策分野ごとの評価を行いました。

〈本市において実施した脆弱性評価のイメージ〉

事前に備えるべき8の目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野			「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価
		1 子育て・福祉・医療	2 教育・文化	・・・	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	—	① 教育施設における耐震化の推進 ② ……	● ……	○学校及び子育て支援施設や教職員の被災を防ぐため、耐震化や改修等を進める必要がある。 ○ ……
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	…	…	…	
2 ……	…				

【作業1】
本市総合計画をはじめとした既存の計画より施策と進捗状況を整理し、分類。

【作業2】
脆弱性の分析・評価
課題と対応策の検討、整理

2-5 脆弱性評価結果

評価結果は、以下のとおりです。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生

【建築物の耐震化促進】(施策分野_4)

○地震時の建物倒壊等に伴う人的被害の発生を抑制するため、耐震化等による市内建築物の耐震性を向上させる必要がある。

【市街地整備促進】(施策分野_4)

○地震時に老朽化した建物の倒壊等を防ぐため、市内老朽化建築物の適切な更新を進める必要がある。

【建物不燃化の促進】(施策分野_6)

○地震動に伴う火災の発生、延焼を最小限に留めるため、特に木造家屋が密集する地域等において、建物の不燃化を図る必要がある。

【消防活動に資する道路等の整備】(施策分野_4)

○地震時の避難や迅速な消防活動を可能とするため、市街地における道路幅員を確保する必要がある。

【宅地耐震化の促進】(施策分野_4)

○地震による宅地の滑动崩落等を防ぐために、宅地の耐震性の向上を図る必要がある。

【消防水利の整備】(施策分野_6)

○消火活動による大規模火災の抑制を図るため、発災時にも活用可能な消防水利の確保を行う必要がある。

【消防施設の整備】(施策分野_6)

○発災後において適切な消火活動が遂行できるように、消防防災関係施設・設備の整備が必要である。

【消防団の充実】(施策分野_6)

○発災時の適切な初期消火を実現するため、消防団の災害対応能力の更なる向上を図る必要がある。

【市民の防火意識の高揚】(施策分野_6,A)

○市民への防火知識の普及、啓発により、地震等の発災時にも住宅火災等の原因となるような出火を抑制する必要がある。

【広域連携体制の構築】(施策分野_7)

○災害時の人的資源等に制限があるなかでも適切な消火活動等を実施するために、広域応援要請に基づく対応を行う必要がある。

【学校施設、子育て支援施設の整備充実】(施策分野_2,E)

○学校及び子育て支援施設や教職員の被災を防ぐため、耐震化や改修等を進める必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

【津波避難場所及び避難路の整備】(施策分野_6)

○大規模津波の発生時においても市民が適切な避難行動により命を守る事ができる環境整備を行う必要がある。

【津波防護施設の整備促進】(施策分野_6)

○想定される大規模な津波に対しても市民の生活や命を守るため、防潮堤等の防災施設の適切な整備を行う必要がある。

【津波災害知識の普及、啓発】(施策分野_A)

○発災時に市民が適切な避難行動をとれるように、平時から津波に関する知識や避難行動についての普及啓発を行う必要がある。

【津波避難誘導體制の構築】(施策分野_C)

○発災時には「公助」だけでは限界があることから、市民や事業者による「共助」により、適切な避難誘導が行われる必要がある。

【海岸防災林の整備】(施策分野_5)

○津波対策軽減効果を考慮した植栽を進める必要がある。

【館山駅自由通路等の適正整備】(施策分野_4)

○発災時においても、館山駅東西エリア及び館山駅との接続を確保し、鉄道施設を跨いで避難可能とする必要がある。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【河川施設等の整備・維持管理】(施策分野_4)

○河川施設の劣化や老朽化による水害の発生等を防ぐため、適切な管理を行う必要がある。

【二級河川の整備促進】(施策分野_4)

○河川氾濫の危険性を低減するため、市内河川の整備を行う必要がある。

【雨水排水路等の整備】(施策分野_4)

○大雨時に内水氾濫による被害の発生を防ぐため、市街地の雨水排水機能を向上させる必要がある。

【浸水に対する避難路の整備】(施策分野_4)

○河川氾濫や大雨等による浸水時において、市民が短時間に適切な避難を可能とする避難路が必要である。

【水害リスク等の普及・啓発】(施策分野_A)

○水害に対して、市民が適切な避難行動等をとれるように、水害リスク等の普及・啓発を行う必要がある。

【災害時要配慮者*の避難計画作成】(施策分野_1)

○水害発生時において、災害時要配慮者*の被災による人的被害の発生リスクを減らす必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【埋立事業者への指導・監督強化】(施策分野_5)

○埋め立て、盛土等の適切な実施により、事業実施地域における土砂災害の発生を未然に防ぐ必要がある。

【土砂災害危険性の普及・啓発】(施策分野_A)

○土砂災害による人的被害、建物被害の発生を抑制するため、災害リスクが存在する地域を明確化するとともに、その情報の周知を行う必要がある。

【土砂災害防止工事の実施】(施策分野_6)

○土砂災害の発生を防ぐため、発生が予想される箇所については必要に応じて適切な防止工事を行う必要がある。

1-5 情報伝達の不備等に起因する避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

【多言語による災害情報伝達】(施策分野_2, A)

○多様化する社会状況を踏まえ、災害情報の伝達において、多言語対応の推進等により、観光客や外国人住民に対しても適切な情報伝達を行う必要がある。

【来訪者への適切な情報発信】(施策分野_3)

○発災時に地域の情報に明るくない来訪者に対して、適切な情報の提供、避難誘導等を行う必要がある。

【防災意識の向上】(施策分野_6, A)

○完全な災害情報の伝達が行われない場合においても、地域住民が自らの判断において避難等の適切な行動をとれるように、防災意識の醸成を図る必要がある。

【情報教育の推進】(施策分野_2)

○不完全な情報伝達においても、地域住民が混乱せず適切な行動をとれるように市民の情報教育を図る必要がある。

1-6 土砂災害警戒区域内等災害危険区域内の小学校等公共施設における多数の人的被害の発生

【機能集約による持続可能なまちづくりの推進】(施策分野_7, E)

○中心市街地への行政機能や都市機能の集約により、住民・来訪者の利便性向上を図り、持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

【施設の最適配置の検討】(施策分野_7)

○土砂災害危険区域内等、災害危険区域内の公共施設については優先して将来方針を検討する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【他都市との連携体制の構築】(施策分野_2)

○発災時に不足する生活必需品等を確保するため、国内他都市との協力体制を構築する必要がある。

【備蓄の推進】(施策分野_6, A)

○発災直後から一定期間、地域内外での物流が停止した場合においても、最低限の生活物資等が不足しないように、市内での備蓄を進める必要がある。

【緊急輸送道路*の整備】（施策分野__4）

○発災後早急に、緊急輸送道路*により、市内で必要となる水や食料、衣類といった生活物資等の輸送が行われる必要がある。

【館山港の整備促進】（施策分野__4）

○発災後早急に、館山港にて市内で必要となる水や食料、衣類といった生活物資等の輸送が行われる必要がある。

【道の駅等の防災機能強化】（施策分野__3）

○災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点等にもなりえる、「道の駅」「渚の駅」の防災機能の強化を促進する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**【集落間交通網の整備】（施策分野__4）**

○集落間の道路網を整備し、孤立集落の発生を予防する必要がある。

【ヘリコプターによる救助・救援体制の充実】（施策分野__E）

○ヘリコプターによる空路からの孤立地域の救助・救援活動を迅速・円滑に行えるように、警察・消防・自衛隊、ドクターヘリ等との実働訓練を通じ、対策を充実させる必要がある。

2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足**【地域防災力の強化】（施策分野__6）**

○大規模自然災害時に不足する事が想定される救急・救助において、地域の住民間での「共助」により補う必要がある。

【消防施設の安全性確保】（施策分野__6）

○消防機関の被災を防ぐため、消防施設の適切な整備を行う必要がある。

【広域消防・救急体制の充実】（施策分野__6）

○市内だけでは不足すると想定される消防・救急対応力に関して、周辺自治体等をはじめとした広域連携体制の構築が必要である。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶**【災害時電力の確保】（施策分野__5）**

○災害時に停電が発生した際にも、適切な救急・救助、医療活動が可能となるような電力を確保する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生**【一斉帰宅の抑制】（施策分野__A）**

○発災時に大量に発生した帰宅困難者の無理な徒歩帰宅による人的被害等や社会の混乱の発生を防ぐ必要がある。

【徒歩帰宅者支援】（施策分野__A）

○交通手段が途絶した状態において、安全な徒歩帰宅を可能とするための徒歩帰宅者支援を行う必要がある。

【帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用】（施策分野__4）

○大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休息・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、都市公園の整備を促進することで帰宅者支援への活用を促進する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**【救急医療体制の確保】（施策分野__1）**

○災害時の医療救護活動の中心となる救急医療体制の拡充を行う必要がある。

【医療従事人材の確保】（施策分野__1）

○災害時には医療需要が増大することから、将来的な医療従事者の育成、確保を行う必要がある。

【コミュニティ医療の推進】（施策分野__1）

○発災時において、十分な医療体制を敷くために市内における医療、介護、福祉人材を確保するとともに、市民一人ひとりが健康に意識し取り組む必要がある。

【ボランティア受入れ体制の充実】（施策分野__6）

○災害時に不足する医療、福祉人材について災害ボランティアの効果的な受入れを行う必要がある。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**【予防接種の推進】（施策分野__1）**

○平時から感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種を促進する必要がある。

【感染症対策の推進】（施策分野_1）

○発災時の避難所生活等において、感染症等の蔓延を防ぐ必要がある。

【ごみ及びし尿収集運搬体制の確立】（施策分野_5）

○発災後の市内衛生環境の悪化を防ぐため、ごみ及びし尿収集運搬について継続する必要がある。

【避難所運営マニュアルの見直し】（施策分野_6）

○避難所生活における衛生環境の悪化を防ぐため、マニュアルの見直しを行う必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】（施策分野_5）

○老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【火葬体制の構築】（施策分野_5）

○大規模自然災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の処理を行う事が不可能になる恐れがあるため、火葬体制の構築を検討する必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発

【交通安全対策の推進】（施策分野_6）

○発災後の混乱した状況においても大規模な交通事故の発生を防ぐ必要がある。

【治安維持対策の実施】（施策分野_6）

○発災後の混乱した社会状況においても地域内の治安を維持する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【行政の災害対応力強化】（施策分野_6）

○発災後に増加する業務量に対応可能な行政体制の構築を図る必要がある。

【柔軟な自治体運営組織の検討】（施策分野_7）

○発災時にも行政機能を維持できる体制の構築を行う必要がある。

【行政サービスの効率化】（施策分野_7）

○発災時に行政職員の負担を軽減するため、行政サービスの効率化を図る必要がある。

【市役所庁舎の建替え】（施策分野_7, D）

○行政職員の被災防止、発災後の行政機能維持のため、市役所庁舎の整備を行う必要がある。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【災害時電力の確保】（施策分野_5）（再掲）

○災害時に停電が発生した際にも、適切な救急・救助、医療活動が可能となるような電力を確保する必要がある。

【情報伝達通信施設の整備】（施策分野_4）

○停電時においても適切な災害情報の伝達が行えるよう施設の整備を行う必要がある。

4-2 防災行政無線等の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【災害情報伝達手段の整備】（施策分野_6）

○防災行政無線等特定の情報伝達手段が機能停止した場合でも、適切な災害情報の伝達が可能な環境を整備する必要がある。

【情報発信の充実】（施策分野_7）

○防災行政無線等特定の情報伝達手段が機能停止した場合でも、適切な災害情報の伝達が可能な環境を整備する必要がある。

また、市の実情を発信するために、情報発信力の強化を図る必要がある。

【通信設備の整備】（施策分野_6）

○発災時にも適切な災害情報の伝達を継続するため、災害に強い通信環境の整備等を行う必要がある。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下

【事業継続計画の普及啓発】（施策分野_3）

○企業は被災によって受ける被害の最小化、早期の事業復旧のため、事前に被災時の運用等について検討を行う必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーン*の維持に必要なエネルギー供給の停止

【事業継続計画の普及啓発】(施策分野_3)(再掲)

○企業は被災によって受ける被害の最小化、早期の事業復旧のため、事前に被災時の運用等について検討を行う必要がある。

5-3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

【災害に強い道路ネットワークの構築】(施策分野_4)

○発災時において、市内外を結ぶ道路ネットワークを維持し、一部が断絶した場合においても早期の復旧を可能とする必要がある。

【橋梁の適正管理】(施策分野_4)

○発災時において、橋梁の被災による交通障害の発生等を防ぐ必要がある。

5-4 食糧等の安定供給の停滞

【学校給食センターの整備】(施策分野_2)

○発災時における食糧の安定供給のため、食糧供給拠点の整備を行う必要がある。

【地産地消の推進】(施策分野_3)

○発災後、市内外の物流が制限された状況においても、市内へ十分な食糧を供給するため、地域内で食糧の生産を図る必要がある。

【卸売市場施設の防災機能強化】(施策分野_4)

○災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、卸売市場の耐震整備等を推進するとともに、連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(館山変電所等)や石油・LPガスサプライチェーン*の機能の停止

【電力施設の安全確保整備】(施策分野_5)

○発災後においても市内電力ネットワークの機能を維持する必要がある。

【ガス施設の安全確保整備】(施策分野_5)

○発災後においても市内ガスネットワークの機能を維持する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【広域供給体制の構築】(施策分野_5)

○発災時に市内の水道供給が被災等により停止した場合においても、市民へ生活用水を配給できる広域供給体制を構築する必要がある。

【水道施設の耐震化】(施策分野_5)

○地震後にも市民に水を供給できる水道施設を整備する必要がある。

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

【污水处理施設の適正管理】(施策分野_5)

○災害時に長期の污水处理機能の停止を防ぐ必要がある。

【下水道施設の耐震化・更新】(施策分野_5)

○災害時に機能停止した場合においても早期の復旧が可能な下水道施設の整備を進める必要がある。また、処理場については、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に施設を更新する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【橋梁の適正管理】(施策分野_4)(再掲)

○発災時において、橋梁の被災による交通障害の発生等を防ぐ必要がある。

【市内道路の適正整備】(施策分野_4)

○災害時においても市内道路ネットワークの機能停止を防ぐ必要がある。

【公共交通ネットワークの維持・確保】(施策分野_4)

○災害発生時の移動手段を確保するため、公共交通事業者と連携し、鉄道や路線バス等の運行を可能な限り維持する必要がある。

【交通輸送手段の確保】(施策分野_C)

○本市は半島の先端部に位置し、災害発生時は道路や線路等の寸断により交通が遮断されるリスクが高いことから、関係機関や事業者等と連携し、代替輸送手段を確保する必要がある。

6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

【広域供給体制の構築】(施策分野_5)(再掲)

○発災時に市内の水道供給が被災等により停止した場合においても、市民へ生活用水を配給できる広域供給体制を構築する必要がある。

【水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利活用等の取組の推進】(施策分野_5)

○限られた水資源を有効活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める必要がある。

6-6 ごみ及びし尿等の収集停止や、ごみ処理施設及びし尿処理施設等の長期間にわたる機能停止

【衛生センターの適切な維持管理】(施策分野_5)

○発災後もし尿等の適切な処理を実行するため、衛生センターの適切な維持管理を行う必要がある。

【清掃センターの適切な維持管理】(施策分野_5)

○発災後も生活ごみ等の適切な処分を実行するため、清掃センターの適切な維持管理を行う必要がある。

【ごみの減量化】(施策分野_5)

○発災後の限られた処理機能で適切な処理を可能とするため、市民や事業者への適切な周知により、ごみの減量化を図る必要がある。

【ごみ及びし尿収集運搬体制の確立】(施策分野_5)(再掲)

○発災後の市内衛生環境の悪化を防ぐため、ごみ及びし尿収集運搬について継続する必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

【消防水利の整備】(施策分野_6)(再掲)

○消火活動による大規模火災の抑制を図るため、発災時にも活用可能な消防水利の確保を行う必要がある。

【消防施設の整備】(施策分野_6)(再掲)

○発災後に適切な消火活動が遂行できるように、消防防災関係施設の整備が必要である。

【消防団の充実】(施策分野_6)(再掲)

○発災時の適切な初期消火を実現するため、消防団の災害対応能力の更なる向上を図る必要がある。

【都市公園の整備】(施策分野_4)

○市内における大規模な火災の延焼を防ぐため、延焼を防止するオープンスペースとして都市公園等の整備が必要である。

【幹線道路の整備】(施策分野_4)

○市内における大規模な火災の延焼を防ぐため、延焼を防止するオープンスペースとして幹線道路等の整備が必要である。

【危険物の適正管理】(施策分野_3)

○大規模火災の発生要因となるような危険物を扱う事業者等については、発災防止の対策を徹底させる必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【船舶による災害発生の防止】(施策分野_3)

○発災時の混乱した状況下においても、船舶等による大規模事故の発生を防ぐため、港湾管理者との連携体制を整備する必要がある。

【油流出対応体制の構築】(施策分野_6)

○港湾部等での油流出を防ぐとともに、流出した場合においても適切な対応が可能な体制を整備するため、港湾管理者との協力体制を構築する必要がある。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【空き家等の適正管理】(施策分野_4)

○建物倒壊等により、周辺交通に悪影響を与える事が想定される空家等について、適切な対応を行う必要がある。

7-4 農業用ため池等の損壊・機能不全、富士山噴火物等による二次災害の発生

【防災重点農業用ため池の防災工事等の推進】(施策分野_6)

○農業用ため池の決壊による水害その他の災害から市民の生命及び財産を保護することを目的に、県と連携して防災工事等を推進する必要がある。

【富士山噴火による降灰対策】(施策分野_6)

○富士山噴火による降灰被害は広範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、県や関係機関と連携し、火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。

7-5 風評被害等による市内経済への甚大な影響

【有害・危険物質対応体制の構築】（施策分野_3）

○海岸・港湾等において油等の流出が発生した場合に、流出油等の防除・回収作業等を迅速に実施するため、関係機関と連携をとる必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【鳥獣害対策の推進】（施策分野_3）

○農作物の被害軽減のため、鳥獣害対策を図る必要がある。

【農業の担い手確保】（施策分野_3）

○農地の適切な管理のため、農業従事者の確保に努める必要がある。

【耕作放棄地の発生予防】（施策分野_3）

○耕作放棄地の発生予防に努めるとともに、担い手への農地集積・集約化を図る必要がある。

【森林・里山の保全】（施策分野_5）

○森林や里山の荒廃を防ぐため、保全事業を実施する必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【粗大ごみ処理施設の適切な維持管理】（施策分野_5）

○災害時に大量に発生する災害廃棄物の適切な処理を実施するため、粗大ごみ処理施設の適切な維持管理を行う必要がある。

【最終処分場の適切な維持管理】（施策分野_5）

○災害時に発生が想定されるガレキ等の安定した処理のため、最終処分場の適切な維持管理を行う必要がある。

【災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の整備】（施策分野_4）

○災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の候補地の選定を推進する必要がある。

8-2 道路啓開*等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【官民協働によるまちづくりの推進】（施策分野_7, C）

○発災後において、行政だけでは対応能力に限られることから、民間事業者や地域団体と連携し、早期の復旧・復興に当たる必要がある。

【防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進】（施策分野_C）

○災害時における応急業務等の連携が図られるように、各種団体との協定の締結や訓練等による実効性の向上に努める必要がある。

8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地籍の明確化】（施策分野_4）

○発災後の早期の復旧・復興に向けて、土地の権利について調査・把握しておく必要がある。

【自主防災組織活動の促進】（施策分野_7, B）

○発災後も地域住民を主体とした復旧・復興を可能にするため、町内会活動等の促進を図る必要がある。

8-4 広域地盤沈下、液状化、隆起等による広域・長期にわたる浸水被害、地盤被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【排水機能の強化】（施策分野_4）

○市内一部地域の長期の浸水継続を防ぎ、復旧・復興活動に後れを発生させないようにする必要がある。

【液状化対策の推進】（施策分野_4）

○液状化による道路・橋梁等の土木系公共施設や上下水道等のライフラインへの被害を防ぎ、早期の復旧・復興を実現する必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【自主防災組織活動の促進】（施策分野_7, B）（再掲）

○発災後も地域住民を主体とした復旧・復興を可能にするため、町内会活動等を促進させる必要がある。

【文化財等への防災対策】（施策分野_2）

○災害による市内の文化財等の損失や減失を防ぐ必要がある。

8-6 観光地の被災や、交通機関・道路の被害による本市を支える観光業等の長期の停滞

【復旧用資機材の備蓄】（施策分野_4）

○道路等交通機関の早期復旧により、観光客等の来訪手段を確保する必要がある。

8-7 教育施設、職員の被災等による長期にわたる適切な教育機会の損失

【学校施設、子育て支援施設の整備充実】（施策分野_2, E）（再掲）

○学校及び子育て支援施設や教職員の被災を防ぐため、耐震化や改修等を進める必要がある。

【教育の早期再開体制の構築】（施策分野_1）

○教育機会の損失を防ぐため、地域と連携し、災害後の学校教育活動の円滑な再開を検討する必要がある。

【情報教育環境の整備推進】（施策分野_2）

○災害時にも ICT*等を活用した教育機会の継続のため設備等の整備を推進する必要がある。

この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

【平時から発災時までの連続した取組の実施】

国土強靱化の考え方として、発災時に効果を発揮するのみならず、平時から地域の魅力向上や活性化に資する取組であるかが重要です。そのため、強靱化施策の設定においては、平常時からの連続的な効用に留意する必要があります。

【ハード・ソフトを組み合わせた柔軟な対応力の強化】

近年の頻発化・激甚化する大規模自然災害に対し、施設整備・耐震化といったハード対策だけでは限界があることが示されています。本市においても、施設整備といったハード対策のほか、防災教育や避難訓練といったソフト対策を適切に位置づけ、これらの組み合わせにより防災力の総合的な向上に努める必要があります。

【社会特性を踏まえた対策の推進】

近年では、本市においても人口減少、高齢化が進行しており、この傾向は今後も継続することが想定されます。一方で、近年発生した大規模災害の経験から、発災時には行政による活動だけでなく、地域住民自らが助け合うことの必要性が指摘されています。

本市の社会情勢を踏まえ、今後地域の防災活動を担う人材の育成や地域の新たな繋がりを進め、「自助」・「共助」・「公助」の有機的な連携を構築する必要があります。

【国や県、民間事業者をはじめとした他主体との連携による本市のさらなる強靱化】

特に、災害からの早期の復旧・復興を実現するためには、国・千葉県・他自治体や地域企業、民間事業者との協働が必要不可欠です。定住自立圏構想を進める南房総市等、近隣市との連携や、他の関係機関との協定の締結をはじめとする、密接な関係を平時から構築しておくことにより、地域が一体となった強靱化を図る必要があります。

【持続可能性に着目した全庁的な防災・減災対策のあり方の検討】

国連サミットによって令和12年までの国際社会共通の目標として設定された「持続可能な開発目標（SDGs）」では17の目標が設定されています。強靱な地域づくりは本市の持続的な発展のために必要不可欠な要素であり、全庁的に取組を検討・実施していく必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

3-1 強靱化の基本方針

第2章における本市の脆弱性評価の結果を踏まえ、以下のとおり8つの事前に備えるべき目標ごとに「強靱化の基本方針」を設定しました。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

⇒本市において想定される様々な大規模自然災害に対して、建築物の耐震化や津波避難施設の整備といったハード対策と、災害リスクの普及・啓発といったソフト対策を適切に組み合わせ、人命の保護を図ります。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

⇒警察や消防、医療機関等と連携し、大規模自然災害の発生直後から適切な対応が行われる体制の構築を進めるとともに、平時から防災関連施設の整備や対応マニュアルの整備などを推進します。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

⇒大規模自然災害後も行政機能を維持するため、庁舎の建て替えや災害対策本部訓練等により災害対応力の向上を図ります。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

⇒大規模自然災害発生直後から適切な情報発信を実施するため、設備の適切な更新等を行うとともに、複数の情報伝達手段を整備し、発災後においても機能する情報網の整備に努めます。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせない

⇒道路等の整備を通じて、大規模自然災害発生後もサプライチェーン*の維持を図るとともに、地域事業者のBCP*作成を支援する等、地域経済の強靱化を進めます。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

⇒大規模自然災害発生後も電気、ガスをはじめとしたインフラ供給網を維持するため、関連事業者に整備を呼びかけるとともに、ネットワーク断絶時にも早期に復旧が可能となる体制や機材の整備を進めます。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

⇒大規模自然災害発生後に大規模火災や船舶からの油流出、農地・森林等の荒廃を防ぐため、本市で起こりうる様々な二次災害を想定し、平時から適切な取組を推進します。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

⇒大規模自然災害発生から早期の復旧・復興を実現するため、幅広い分野において平時から取組を行い、総合的な復興体制の構築を進めます。

3-2 マトリクスによる整理

事前に備えるべき目標ごとの基本方針に従い、今後「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の発生を回避するための推進方針（施策の推進方針）を検討し、該当する個別施策分野・横断的施策分野についてまとめました。

以降の表では、施策分野ごとの推進方針と対応する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係についてマトリクスで整理しています。

施策の推進方針においては、複数の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の発生回避に効果を発揮すると想定されるものも存在しますが、特に関係性が強いと考えられるリスクシナリオに対し整理を行っています。（個別の施策方針の内容については p38 以降に記載）

【マトリクスによる起きてはならない最悪の事態と施策分野別推進方針の整理】

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		個別施策分野							横断的施策分野				
		1	2	3	4	5	6	7	A	B	C	D	E
		福祉・医療 子育て・	教育・文化	産業・経済	基盤整備	環境共生	防災・安全	行政運営 市民参画	リスクコミュニケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	少子高齢化 対策
1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生		①		①② ③④		①② ③④ ⑤	①	①				①
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生				⑤	①	⑥⑦		②		①		
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	①			⑥⑦ ⑧⑨				③				
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生					②	⑧		④				
1-5	情報伝達の不備等に起因する避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生		②③	①			⑨		⑤⑥				
1-6	土砂災害警戒区域内等災害危険区域内の小学校等公共施設における多数の人的被害の発生							②③					②
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		④	②	⑩⑪		⑩		⑦				
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				⑫								③
2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足						⑪⑫ ⑬						
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶					③							
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生				⑬				⑧⑨				
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	②③ ④⑤					⑭						
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	⑥				④⑤ ⑥	⑮						

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野							横断的施策分野				
	1	2	3	4	5	6	7	A	B	C	D	E
	福祉・医療 子育て・	教育・文化	産業・経済	基盤整備	環境共生	防災・安全	市民参画 行政運営	リスクコミュニ ケーション	人材育成	官民連携	老朽化対策	少子高齢化 対策
8-1				⑳	⑱							
8-2							⑧			③④		
8-3				㉔			⑨		①			
8-4				㉕㉖								
8-5		⑥					⑨		①			
8-6				㉗								
8-7	⑦	①⑦										①

【施策分野別の施策の推進方針】

個別施策分野			
1 子育て・福祉・医療	① 災害時要配慮者*の避難計画作成 ④コミュニティ医療の推進 ⑦教育の早期再開体制の構築	②救急医療体制の確保 ⑤予防接種の推進 ③医療従事人材の確保 ⑥感染症対策の推進	
2 教育・文化	①学校施設、子育て支援施設の整備充実 ④他都市との連携体制の構築 ⑦情報教育環境の整備推進	②多言語による災害情報伝達 ⑤学校給食センターの整備 ③情報教育の推進 ⑥文化財等への防災対策	
3 産業・経済	①来訪者への適切な情報発信 ④地産地消の推進 ⑦有害・危険物質対応体制の構築 ⑩耕作放棄地の発生予防	②道の駅等の防災機能強化 ⑤危険物の適正管理 ⑧農業の担い手確保 ③事業継続計画の普及啓発 ⑥船舶による災害発生の防止 ⑨鳥獣害対策の推進	
4 基盤整備	①建築物の耐震化促進 ④宅地耐震化の促進 ⑦二級河川の整備促進 ⑩緊急輸送道路*の整備 ⑬帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用 ⑯橋梁の適正管理 ⑰公共交通ネットワークの維持・確保 ⑳空き家等の適正管理 ㉒排水機能の強化	②市街地整備促進 ⑤館山駅自由通路等の整備 ⑧雨水排水路等の整備 ⑪館山港の整備促進 ⑭情報伝達通信施設の整備 ⑰卸売市場施設の防災機能強化 ⑲都市公園の整備 ⑳災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の整備 ㉒液状化対策の推進	③消防活動に資する道路等の整備 ⑥河川施設等の整備・維持管理 ⑨浸水に対する避難路の整備 ⑫集落間交通網の整備 ⑮災害に強い道路ネットワークの構築 ⑱市内道路の適正整備 ㉒幹線道路の整備 ㉔地籍の明確化 ㉗復旧用資機材の備蓄
5 環境共生	①海岸防災林の整備 ④ごみ及びし尿収集運搬体制の確立 ⑦電力施設の安全確保整備 ⑩水道施設の耐震化 ⑬水資源関連施設の機能強化と水資源の有効活用等の取組の推進 ⑯ごみの減量化 ⑲最終処分場の適切な維持管理	②埋立事業者への指導・監督強化 ⑤合併処理浄化槽への転換促進 ⑧ガス施設の安全確保整備 ⑪汚水処理施設の適正管理 ⑭衛生センターの適切な維持管理 ⑰森林・里山の保全	③災害時電力の確保 ⑥火葬体制の構築 ⑨広域供給体制の構築 ⑫下水道施設の耐震化・更新 ⑮清掃センターの適切な維持管理 ⑱粗大ごみ処理施設の適切な維持管理
6 防災・安全	①建物不燃化の促進 ④消防団の充実 ⑦津波防護施設の整備促進 ⑩備蓄の推進 ⑬広域消防・救急体制の充実 ⑯交通安全対策の推進 ⑲災害情報伝達手段の整備 ㉒防災重点農業用ため池の防災工事等の推進	②消防水利の整備 ⑤市民の防火意識の高揚 ⑧土砂災害防止工事の実施 ⑪地域防災力の強化 ⑭ボランティア受入れ体制の充実 ⑰治安維持対策の実施 ⑲通信設備の整備 ㉒富士山噴火による降灰対策	③消防施設の整備 ⑥津波避難場所及び避難路の整備 ⑨防災意識の向上 ⑫消防施設の安全性確保 ⑮避難所運営マニュアルの見直し ⑱行政の災害対応力強化 ㉒油流出対応体制の構築
7 市民参画行政運営	①広域連携体制の構築 ④柔軟な自治体運営組織の検討 ⑦情報発信の充実	②機能集約による持続可能なまちづくりの推進 ⑤行政サービスの効率化 ⑧官民協働によるまちづくりの推進	③施設の最適配置の検討 ⑥市役所庁舎の建替え ⑨自主防災組織活動の促進
横断的施策分野			
A リスクコミュニケーション	①市民の防火意識の高揚 ④土砂災害危険性の普及・啓発 ⑦備蓄の推進	②津波災害知識の普及・啓発 ⑤多言語による災害情報伝達 ⑧一斉帰宅の抑制	③水害リスク等の普及・啓発 ⑥防災意識の向上 ⑨徒歩帰宅者支援
B 人材育成	①自主防災組織活動の促進		
C 官民連携	①津波避難誘導體制の構築 ④防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	②交通輸送手段の確保	③官民協働によるまちづくりの推進
D 老朽化対策	①市役所庁舎の建替え		
E 少子高齢化対策	①学校施設、子育て支援施設の整備充実	②機能集約による持続可能なまちづくりの推進	③ヘリコプターによる救助・救援体制の充実

3-3 個別施策分野ごとの推進方針

分野別に推進方針、方針に基づく関連事業、KPI（重要業績評価指標）、現状値（令和元年度の実績値）・目標値（令和7年度の目標値）を整理しました。前述と異なる指標設定の場合は注記を付記しています。

なお、複数の施策分野にまたがるものに関しては、（再掲）と記載しています。

1 子育て・福祉・医療

① 災害時要配慮者*の避難計画作成			
リスクシナリオ	1-3	担当課	危機管理課、社会福祉課、高齢者福祉課、こども課
推進方針	市は、浸水が想定される要配慮者施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び、訓練の実施や自衛水防組織*の設置を促し、実行性の向上を図る。		
② 救急医療体制の確保			
リスクシナリオ	2-6	担当課	健康課
推進方針	市は、平時から災害拠点病院や安房医師会等との連携を強化し、安房郡市広域市町村圏事務組合に対し、救急医療に関する費用を負担し、休日や夜間の医療体制の充実を図る。		
③ 医療従事人材の確保			
リスクシナリオ	2-6	担当課	健康課
推進方針	市は、看護師等養成施設に在学している看護師志望者に対し、修学資金の貸付を行い、市内をはじめ、安房地域での看護師の確保を図る。		
④ コミュニティ医療の推進			
リスクシナリオ	2-6	担当課	健康課
推進方針	市は、医療・介護・福祉関係者と一体となり、近隣市町などとの連携を深めながら、情報共有や人材確保を含めた医療資源の充実に取り組み、高齢化社会に対応した医療体制を構築する。		
⑤ 予防接種の推進			
リスクシナリオ	2-7	担当課	健康課
推進方針	市は、平時から予防接種法に基づく定期予防接種と、定期予防接種対象者以外の人への高齢者肺炎球菌・成人風疹ワクチン接種を実施する。		
⑥ 感染症対策の推進			
リスクシナリオ	2-7	担当課	危機管理課、健康課
推進方針	市は、結核・肺がん検診の受診率向上に向けた取組や新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症対策等により、感染症の発生及びまん延の防止を図り、公衆衛生の向上に努める。		
⑦ 教育の早期再開体制の構築			
リスクシナリオ	8-7	担当課	危機管理課、教育総務課
推進方針	市は、学校施設を地域の避難所として開設した場合でも、円滑に学校教育活動が再開できるよう、日頃から地域と連携し、地域の実状に応じた避難生活と学校教育活動の共存のあり方や、学校教育活動の早期再開に向けた事前検討を行う。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等	KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
① 避難確保計画作成事業	避難確保計画作成率	33%	100%
② 救急医療体制の確保	—	—	—
③ 看護師等修学資金貸付制度	看護師等修学資金貸付制度新規利用者数	6人	10人※1
④ コミュニティ医療推進事業	—	—	—
⑤ 予防接種事業	定期予防接種接種率	97.9%	100%
⑥ 感染症予防対策	—	—	—
⑦ 学校区コミュニティの形成	—	—	—

※1 R3～R7年度平均値

2 教育・文化

① 学校施設、子育て支援施設の整備充実			
リスクシナリオ	1-1, 8-7	担当課	教育総務課、こども課、建築施設課
推進方針	市は、発災時の人的被害の発生を防ぐため、学校施設等の耐震化を図るとともに、避難施設として良好な環境を確保するための施設整備や老朽化した学校施設等の改修を行う。		

② 多言語による災害情報伝達			
リスクシナリオ	1-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、平時から市の公式ホームページをはじめ、各種案内表示や看板設置、パンフレット作成に際し、外国語表記による情報発信、多言語化に努め、災害発生時の案内等においても、多言語対応による情報発信に努める。		

③ 情報教育の推進			
リスクシナリオ	1-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、発災時の混乱の発生を防ぐため、高度化する情報社会の中で、平時から有効な情報を入手し、活用するための正しい知識と技術の習得、適切な判断力・活用力の育成を図る。		

④ 他都市との連携体制の構築			
リスクシナリオ	2-1	担当課	市民協働課、危機管理課
推進方針	市は、国内の友好自治体等とのイベントへの相互参加等により、地域間交流を推進するとともに、「災害時相互応援協定」を他自治体と締結し、相互に災害発生時の人的・物的支援を行う。		

⑤ 学校給食センターの整備			
リスクシナリオ	5-4	担当課	学校給食センター
推進方針	市は、学校給食センターについて維持管理及び運営を一体とした事業をPFI事業で実施するなかで、食糧供給拠点として必要な調理設備を整備し、食糧の備蓄等を推進することで、災害時には炊き出しを行い、非常食を提供する。		

⑥ 文化財等への防災対策			
リスクシナリオ	8-5	担当課	生涯学習課
推進方針	市は、文化財等の保護のため、文化財所有者及び管理者に対して、防災意識の向上につながる指導、助言を行う。		

⑦ 情報教育環境の整備推進			
リスクシナリオ	8-7	担当課	教育総務課
推進方針	市は、大規模自然災害により、学校施設が被災した場合においても適切な教育活動を継続するため、ICT*を活用した授業環境の整備推進や教員の指導力向上について支援する必要がある。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名(計画名)等	KPI(重要業績評価指標)	現状値	目標値
① 学校施設の整備充実	—	—	—
② 多文化共生のまちづくり	—	—	—
③ 情報(モラル)教育の推進	—	—	—
④ 国内都市との交流の推進	—	—	—
災害対応力強化事業	—	—	—
⑤ 学校給食事業	施設整備進捗率	100%	100%
⑥ 郷土資料の収集・保存と提供	文化財の保存・活用	—	—
	国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」の保存・整備	—	—
	—	—	—
⑦ 情報教育環境の整備	教員のICT*活用指導力の状況*1	75.1%	100%

※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、児童生徒へのICT*活用の指導について「できる」「ややできる」と回答した教員の割合。

3 産業・経済

① 来訪者への適切な情報発信			
リスクシナリオ	1-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、観光施設、宿泊施設等の所有者または管理者に対し、予め利用者への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルや津波避難計画等を策定し、避難経路や指定緊急避難場所等の安全を確認するとともに、平時からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期すよう指導を行う。		
② 道の駅等の防災機能強化			
リスクシナリオ	2-1	担当課	観光みなど課、農水産課、食のまちづくり推進課、危機管理課
推進方針	市は、災害時に避難場所や救助部隊の活動拠点等にもなりえる、「道の駅」「渚の駅」の防災機能の強化を促進する。		
③ 事業継続計画の普及啓発			
リスクシナリオ	5-1, 5-2	担当課	雇用商工課
推進方針	市は、危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP※）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。		
④ 地産地消の推進			
リスクシナリオ	5-4	担当課	農水産課、食のまちづくり推進課
推進方針	市は、「食のプラットフォーム」として食のまちづくり拠点施設として道の駅や漁港等の整備を行い、地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」を推進し、地域の農水産業と関連産業の活性化を図る。		
⑤ 危険物の適正管理			
リスクシナリオ	7-1	担当課	危機管理課（消防本部）
推進方針	消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。		
⑥ 船舶による災害発生防止			
リスクシナリオ	7-1	担当課	農水産課
推進方針	市は、船舶安全法に定める防火・消火に関する所要の施設を整備させるとともに、消防計画を作成させ、乗組員全員による消火・通報・避難訓練の実施を励行させる。		
⑦ 有害・危険物質対応体制の構築			
リスクシナリオ	7-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、流出油が発生した場合に早期に防除・回収作業が実施可能となるように、関係機関等と連携し、対応体制の構築を推進する。		
⑧ 鳥獣害対策の推進			
リスクシナリオ	7-6	担当課	農水産課
推進方針	市は、イノシシ等の有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、館山有害鳥獣対策協議会の活動を支援する。		
⑨ 農業の担い手確保			
リスクシナリオ	7-6	担当課	農水産課
推進方針	市は、認定農業者や新規就農者等の育成・確保に加え、企業参入や農業法人化、地域ぐるみの組織的な農業経営体などの育成・確保を図るとともに、定年後のリタイア層や都市部からの移住者などの多様な担い手の育成・確保を図る。		

⑩ 耕作放棄地の発生予防			
リスクシナリオ	7-6	担当課	農水産課
推進方針	市は、耕作放棄地の再生・有効活用・発生防止に努めるとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を促進し、生産者の所得向上や農村環境の維持保全を図る。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
④	地産地消の推進	—	—	—
	食のまちづくり拠点施設整備事業（道の駅）	—	—	—
	下原漁港水産物供給基盤機能保全事業（H29 計画策定済）	—	—	—
⑧	有害鳥獣対策事業	新規捕獲従事者数	22人	50人※1
⑨	農業の担い手育成・確保と組織的な営農スタイルへの後押し	市内農業法人数	14法人	14法人
		認定農業者数	114人	114人
⑩	農地の保全と有効活用	—	—	—

※1 5ヵ年累計値

4 基盤整備

① 建築物の耐震化促進			
リスクシナリオ	1-1	担当課	建築施設課
推進方針	市は、『館山市耐震改修促進計画』に基づき、安全対策の普及・啓発、相談窓口の開設や費用補助等により市民による耐震改修を支援するとともに、千葉県と調整の上、計画的かつ総合的に市内既存建築物の耐震診断・耐震改修等を進める。		
② 市街地整備促進			
リスクシナリオ	1-1	担当課	都市計画課
推進方針	市は、市街地整備に当たって、土地区画整理事業や市街地再開発事業を推進し、建物の更新を促進することにより安全で安心な市街地の形成を図る。		
③ 消防活動に資する道路等の整備			
リスクシナリオ	1-1	担当課	危機管理課、建設課、都市計画課
推進方針	市は、市街地における幅員の狭い道路に対して、消防活動へ与える影響等を検討の上、道路拡幅等の事業を推進する。		
④ 宅地耐震化の促進			
リスクシナリオ	1-1	担当課	都市計画課
推進方針	市は、大規模盛土造成地に対して滑動崩落等に関する調査を実施し、危険性の高い箇所について宅地耐震化を促進する。		
⑤ 館山駅自由通路等の整備			
リスクシナリオ	1-2	担当課	都市計画課
推進方針	市は、関連事業者等と連携し、『長寿命化修繕計画』や『駅自由通路等維持管理計画』に基づいたインフラの適正管理を推進する。		
⑥ 河川施設等の整備・維持管理			
リスクシナリオ	1-3	担当課	建設課
推進方針	市は、安房土木事務所に加え、定住自立圏構想を進める南房総市との連携も図り、両市民の協力を得ながら、河川パトロールを実施するとともに、河川施設の状況把握や危険箇所を早期発見し、河川の適正な整備・維持補修を行う。		
⑦ 二級河川の整備促進			
リスクシナリオ	1-3	担当課	建設課
推進方針	市は、河川の氾濫が懸念されている平久里川、滝川及び汐入川の未整備区間の整備促進について、早期実現を千葉県へ要望する。		
⑧ 雨水排水路等の整備			
リスクシナリオ	1-3	担当課	都市計画課、下水道課
推進方針	市は、雨水排水路の修繕工事を行うとともに、浸水がみられる箇所（北条中央排水路・楠見1号排水路・那古下水路）の計画的な整備を行う。		
⑨ 浸水に対する避難路の整備			
リスクシナリオ	1-3	担当課	都市計画課
推進方針	市は、防災拠点や避難地までの地域住民の円滑な誘導に資するための施設整備を進める。特に、水害発生時における非浸水地域までの速やかな避難を行うために、防災・減災を念頭に置いた道路・沿道整備を進める。		
⑩ 緊急輸送道路*の整備			
リスクシナリオ	2-1	担当課	建設課、都市計画課
推進方針	一般国道127号、128号（地域高規格道路館山・鴨川道路）、410号、主要地方道富津館山線等の路線については、広域輸送路として、災害発生時における他都市との円滑な物資輸送が行えるよう整備を推進する。		

⑪ 館山港の整備促進			
リスクシナリオ	2-1	担当課	危機管理課、都市計画課、観光みなど課
推進方針	市は、千葉県防災計画に緊急輸送施設として示されている館山港の整備を図るため、県に館山港の耐震岸壁、荷捌き地、緊急避難・待機広場等の施設整備を要請する。		

⑫ 集落間交通網の整備			
リスクシナリオ	2-2	担当課	建設課、都市計画課
推進方針	市は、主要地方道館山白浜線、一般県道館山富浦線等については、都市内輸送路として、災害発生時における市街地と各集落、集落相互間の円滑な物資輸送が行えるよう、必要な整備や沿道建築物の不燃化対策について検討する。		

⑬ 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用			
リスクシナリオ	2-5	担当課	都市計画課
推進方針	市は、大規模自然災害時に生じる多数の帰宅困難者のために、休息・情報提供等の場所となる帰宅支援スポットを提供するため、都市公園の整備を促進することで帰宅者支援への活用を促進する。		

⑭ 情報伝達通信施設の整備			
リスクシナリオ	4-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、局外設備、局内設備、無線設備等の災害対策を実施するとともに、停電に対処するため、予備電源装置等の設置及び整備を図る。		

⑮ 災害に強い道路ネットワークの構築			
リスクシナリオ	5-3	担当課	建設課、危機管理課
推進方針	市は、国や県、関係機関と連携して、幹線道路の整備の要望活動を行うとともに、道路ネットワークのリダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図る。		

⑯ 橋梁の適正管理			
リスクシナリオ	5-3, 6-4	担当課	建設課、農水産課
推進方針	市は、関係機関と連携し、安全な交通機能を確保するため、橋梁の点検及び『橋梁長寿命化修繕計画』、『個別施設計画』に基づいた補修を行う。		

⑰ 卸売市場施設の防災機能強化			
リスクシナリオ	5-4	担当課	農水産課、雇用商工課
推進方針	市は、災害時も食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、卸売市場の事業継続計画（BCP*）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。		

⑱ 市内道路の適正整備			
リスクシナリオ	6-4	担当課	建設課
推進方針	市は、関連事業者等と連携し、『長寿命化修繕計画』や『舗装維持管理計画』に基づいた道路インフラの適正管理を推進する。		

⑲ 公共交通ネットワークの維持・確保			
リスクシナリオ	6-4	担当課	企画課
推進方針	市は、平時においても、『館山市地域公共交通網形成計画』及び『南房総・館山地域公共交通計画』により、公共交通ネットワークの維持に努めるとともに、公共交通事業者との連携・情報共有を強化し、災害発生時の移動手段確保をスムーズに実施できるようにする。		

⑳ 都市公園の整備			
リスクシナリオ	7-1	担当課	都市計画課
推進方針	市は、発災時における都市公園の大規模火災に対する延焼遮断帯としての機能を踏まえ、『都市公園個別施設計画』を策定し、公園施設の適切な維持管理を目指す。		

㉑ 幹線道路の整備			
リスクシナリオ	7-1	担当課	都市計画課
推進方針	市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特に火災の延焼防止機能の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。		

㉒ 空き家等の適正管理			
リスクシナリオ	7-3	担当課	建築施設課
推進方針	市は、『空家等対策の推進に関する特別措置法』に基づき、周辺に影響を及ぼす恐れのある特定空家等に対し、適切な行政指導等を行い、安全で快適な住環境の維持に努める。		

㉓ 災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の整備			
リスクシナリオ	8-1	担当課	環境課、危機管理課
推進方針	市は、災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の候補地の選定を推進する。		

㉔ 地籍の明確化			
リスクシナリオ	8-3	担当課	都市計画課
推進方針	市は、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化などに資する地籍調査の調査研究を行い、事業着手について方向性を定める。		

㉕ 排水機能の強化			
リスクシナリオ	8-4	担当課	建設課
推進方針	市は、発災時も視野に入れつつ、平時においては居住環境の改善と安全な通行の確保のため、市民からの要望を踏まえながら、計画的な排水整備を行う。		

㉖ 液状化対策の推進			
リスクシナリオ	8-4	担当課	建設課、都市計画課、環境課（三芳水道企業団）、下水道課
推進方針	市は、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくいまたは液状化に強い道路・橋梁等の土木系公共施設や上下水道施設等のライフライン整備を推進する。また、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。		

㉗ 復旧用資機材の備蓄			
リスクシナリオ	8-6	担当課	建設課
推進方針	市は、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材の保有に努める。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
①	建築物の耐震化等の促進	建物耐震化率	64.5%	95%
②	宅地耐震化推進事業（計画外）	宅地耐震化率	—	—
⑥	河川整備維持補修事業	—	—	—
⑦	二級河川の整備促進	—	—	—
⑧	雨水排水路等の整備	—	—	—
⑫	道路維持補修事業	—	—	—
⑮	国道・県道の整備促進	—	—	—
	東関東自動車道館山線等の整備促進	—	—	—
	地域高規格道路の整備促進	—	—	—
	都市計画道路船形館山線（船形バイパス）の整備	船形バイパス工事進捗率	8.7%※1	72%
	都市計画道路青柳大賀線の整備	—	—	—
⑯	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁補修着手率（レベルⅢ）	53%	100%
⑱	トンネル及び道路法面長寿命化修繕事業	—	—	—
	道路舗装補修事業	道路舗装施工延長	753m	4,000m※2
⑲	持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの確保・維持	公共交通の年間利用者数	126.9万人	現状維持
⑳	都市公園の整備	施設の長寿命化に取り組む都市公園	0カ所	4カ所
㉒	空き家対策	行政指導等実施空家棟数	90棟	240棟※2
㉓	災害廃棄物処理事業（計画外）	—	—	—
㉔	地籍調査（計画外）	—	—	—
㉕	道路排水整備事業	道路排水整備延長	403m	2,500m※2
㉖	水道管路耐震化	重要給水施設管路耐震化率	12.3%	19.1%

※1 ただし用地取得率は69.9%

※2 5カ年累計値

5 環境共生

① 海岸防災林の整備			
リスクシナリオ	1-2	担当課	農水産課
推進方針	市は、県が実施している津波対策軽減効果を考慮した植栽活動を支援する。		

② 埋立事業者への指導・監督強化			
リスクシナリオ	1-4	担当課	環境課
推進方針	市は、『館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』の的確な運用と事業者への指導・監督強化により、土壌汚染や災害発生の未然防止に努める。		

③ 災害時電力の確保			
リスクシナリオ	2-4, 4-1	担当課	危機管理課、環境課
推進方針	市は、公共施設への太陽光発電システム等の導入等により、停電時等の電力確保を図る。		

④ ごみ及びし尿収集運搬体制の確立			
リスクシナリオ	2-7, 6-6	担当課	環境課
推進方針	市は、市民（利用者）の衛生的な生活環境の確保のため、発災後もごみ及びし尿等の継続的な収集が可能となる体制の確立を推進する。		

⑤ 合併処理浄化槽への転換促進			
リスクシナリオ	2-7	担当課	下水道課
推進方針	市は、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い、合併処理浄化槽への転換を促進する。		

⑥ 火葬体制の構築			
リスクシナリオ	2-7	担当課	環境課、社会福祉課、高齢者福祉課
推進方針	現在安房郡市広域市町村圏事務組合では長狭火葬場と安房聖苑の2施設を運営しているが、大規模自然災害により多くの死者が発生し、域内の火葬能力だけでは遺体の処理を行う事が不可能になる恐れがあるため、国・県等とも連携し、引き続き火葬体制の構築を検討する。		

⑦ 電力施設の安全確保整備			
リスクシナリオ	6-1	担当課	危機管理課、都市計画課
推進方針	市は、関係機関と連携し、館山変電所等の施設や、無電柱化の促進や電気工作物の適切な維持管理、耐震性等の向上に努める必要があることから、電気事業者に働きかける。		

⑧ ガス施設の安全確保整備			
リスクシナリオ	6-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、ガス施設の適切な維持管理、耐震性等の向上を促進するため、関係機関に適切な要請を行う。		

⑨ 広域供給体制の構築			
リスクシナリオ	6-2, 6-5	担当課	環境課（三芳水道企業団）
推進方針	市は、千葉県及び関係市町と協力し、南房総地域・九十九里地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合を促進するとともに、広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも市民に水を供給できる水道の整備を推進する。		

⑩ 水道施設の耐震化			
リスクシナリオ	6-2	担当課	環境課（三芳水道企業団）
推進方針	市は、被災しても速やかに復旧できる水道施設とするため、重要施設の耐震化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を図るとともに、関係機関と連携した早期復旧体制の構築に努める。		

⑪ 汚水処理施設の適正管理			
リスクシナリオ	6-3	担当課	下水道課
推進方針	市は、災害時に長期の汚水処理機能の停止を防ぐため、平時から下水道処理施設の適切な維持管理を進める。		

⑫ 下水道施設の耐震化・更新			
リスクシナリオ	6-3	担当課	下水道課
推進方針	市は、継続的かつ安定した汚水処理機能が確保できるように処理場・管渠の計画的な点検・調査を実施し、改築・修繕・更新を行いながら施設の耐震化を進める。		

⑬ 水資源関連施設の機能強化と水資源の有効利活用等の取組の推進			
リスクシナリオ	6-5	担当課	環境課（三芳水道企業団）、下水道課
推進方針	限られた水資源を有効活用する観点から、水資源関連施設の機能強化、雨水・下水道再生水等の多様な水資源の有効利用の取組を進める。		

⑭ 衛生センターの適切な維持管理			
リスクシナリオ	6-6	担当課	環境センター
推進方針	市は、発災後も継続的にし尿の効率的、効果的な処理を行うため、平時から衛生センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努める。		

⑮ 清掃センターの適切な維持管理			
リスクシナリオ	6-6	担当課	環境センター
推進方針	市は『館山市清掃センター長寿命化総合計画』に基づき、日常の適正な運転管理と定期点検整備を実施するとともに、延命化対策工事を実施していくことにより、清掃センターのさらなる長期活用、ごみの適正処理を図る。		

⑯ ごみの減量化			
リスクシナリオ	6-6	担当課	環境課
推進方針	市は、家庭系ごみの適正搬出と分別、事業系ごみの適正搬出を促進し、さらなるごみの減量化・再資源化に取り組む。		

⑰ 森林・里山の保全			
リスクシナリオ	7-6	担当課	農水産課
推進方針	市は、松くい虫のまん延を防止するため、保安林などの松林を重点的・計画的に防除するなど、森林機能の保全を図る。		

⑱ 粗大ごみ処理施設の適切な維持管理			
リスクシナリオ	8-1	担当課	環境センター、環境課
推進方針	市は、粗大ごみ処理施設の適正な維持管理により、粗大ごみの効率的な処理や資源リサイクルの推進に努める。		

⑲ 最終処分場の適切な維持管理			
リスクシナリオ	8-1	担当課	環境センター、環境課
推進方針	市は、ガレキ類等の安定した最終処分を図るとともに、周辺環境の保全のため、適正な浸出水処理と施設の機能確保に努める。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
②	埋立事業者への指導・監督強化	—	—	—
③	地球温暖化対策事業	—	—	—
④	し尿収集運搬事業	—	—	—
⑤	合併処理浄化槽普及事業	合併処理浄化槽への転換補助基数	8基	150基 ^{※1}
⑨	県内水道の統合・広域化の推進	用水供給事業者の統合	統合協議会 準備会議	統合
		安房地域の水道事業統合	統合協議会 設置準備	統合
⑩	基幹構造物耐震化	配水池耐震化率	17.4%	25.4%
⑫	下水道施設の改築	ストックマネジメント計画の推進	17%	100%
⑭	衛生センター運営事業	処理能力	100kℓ/日	100kℓ/日
⑮	清掃センター運営事業	焼却能力	65t/日	80t/日
	清掃センター長寿命化対策事業			
⑯	ごみ減量化・再資源化事業	1人1日あたりごみ排出量	1,266g/ 人・日	1,090g/ 人・日
	環境美化推進事業			
⑰	森林・里山保全整備事業	—	—	—
⑱	粗大ごみ処理施設運営事業	処理能力	50t/日	50t/日
⑲	最終処分場運営事業	水処理能力	35m ³ /日	35m ³ /日

※1 5ヵ年累計値

6 防災・安全

① 建物不燃化の促進			
リスクシナリオ	1-1	担当課	都市計画課
推進方針	市は、住民の発意に基づく建築物の不燃化対策について検討するとともに、震災において多くの被害が発生すると想定される地域については千葉県と協議して、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物や防火建築物の建築を促進する。		
② 消防水利の整備			
リスクシナリオ	1-1, 7-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、火災時の迅速な消火活動のため、地区の要望に基づき防火水槽を設置するとともに、耐震性に配慮した水利の確保を推進し、併せて河川、沼地等の自然水利や井戸、海水等の利用についても検討を行う。		
③ 消防施設の整備			
リスクシナリオ	1-1, 7-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、「消防防災施設強化事業補助金」等を活用し、消防車両、通信施設、消防拠点施設等の適切な整備を推進する。		
④ 消防団の充実			
リスクシナリオ	1-1, 7-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、消防団の消防・防災に関する知識や技術の向上を図るとともに、装備の更新に努める。また、人口減少や高齢化を踏まえ、消防団の待遇改善と併せ、弾力的な運営や他組織との連携協力など、地域の実情に即した運用について配慮し、入団促進など適切なPR活動を行う。		
⑤ 市民の防火意識の高揚			
リスクシナリオ	1-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、火災予防運動や発災時の出火原因等についての普及・啓発に努める。		
⑥ 津波避難場所及び避難路の整備			
リスクシナリオ	1-2	担当課	危機管理課、観光みなど課、農水産課
推進方針	市は、『館山市津波避難計画』に基づき、避難目標地点まで短時間かつ安全に避難できるよう避難誘導標識の設置や避難施設の整備を行うとともに、必要に応じて、津波避難ビルの指定を推進する。		
⑦ 津波防護施設の整備促進			
リスクシナリオ	1-2	担当課	危機管理課、建設課、観光みなど課、農水産課
推進方針	市は、館山市内の海岸における防護、利用及び環境を考慮した津波対策についての協議を進め、千葉県が実施する津波対策（護岸整備）事業に対する働きかけを行うとともに、建築年次の古い防災施設についても、必要に応じ、改修及び補強工事を千葉県等に要請する。		
⑧ 土砂災害防止工事の実施			
リスクシナリオ	1-4	担当課	危機管理課
推進方針	市は、土石流が発生する恐れの高い箇所や保全対象が多い箇所、急傾斜地崩壊危険区域内において行う防止工事について、県費助成を受け、災害の未然防止に努める。		
⑨ 防災意識の向上			
リスクシナリオ	1-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、市民、事業所等が一体となった防災訓練や防災講座の実施、ハザードマップ等の多種多様な広報媒体の活用や各種広報活動を通じ、市民への防災知識の普及及び防災意識の向上を図る。		

⑩ 備蓄の推進			
リスクシナリオ	2-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、災害発生時に備え『館山市地域防災計画』を見直し、備蓄食糧や各種資機材の整備拡充を図るとともに、市民に対しても食糧、飲料水等の備蓄を行うよう広報・啓発を進める。		

⑪ 地域防災力の強化			
リスクシナリオ	2-3	担当課	危機管理課
推進方針	市は、地区防災計画の策定補助による市民の防災意識の向上や自主防災組織の機能強化等により、地域防災力を高める。		

⑫ 消防施設の安全性確保			
リスクシナリオ	2-3	担当課	危機管理課
推進方針	市は、老朽化した詰所や津波浸水予想地区に建設されている詰所などについて、安全性を確保した拠点施設とするため、計画的な建て替えを進める。		

⑬ 広域消防・救急体制の充実			
リスクシナリオ	2-3	担当課	危機管理課、健康課
推進方針	市は、安房郡市広域市町村圏事務組合に対し、常備消防に関する費用を負担するとともに、構成市町と連携し、消防業務や救急業務の充実・強化を図る。		

⑭ ボランティア受入れ体制の充実			
リスクシナリオ	2-6	担当課	危機管理課
推進方針	市は、災害ボランティアセンターを充実させ、福祉避難所*を拡充する。		

⑮ 避難所運営マニュアルの見直し			
リスクシナリオ	2-7	担当課	危機管理課
推進方針	市は、避難生活における感染症予防対策等、良好な生活環境を確保するため、「館山市避難所運営マニュアル」を逐次見直すとともに、避難施設の維持・整備を進める。		

⑯ 交通安全対策の推進			
リスクシナリオ	3-1	担当課	市民協働課
推進方針	市は、道路付属物（案内標識・警戒標識）を適正に管理するため、『道路付属物修繕計画』に基づいた修繕を行う。		

⑰ 治安維持対策の実施			
リスクシナリオ	3-1	担当課	市民協働課
推進方針	市は、館山市防犯協力会を通じ、防犯パトロールや町内会のLED防犯灯の設置支援を行うとともに、防犯カメラの設置等により治安の維持に努める。		

⑱ 行政の災害対応力強化			
リスクシナリオ	3-2	担当課	危機管理課、総務課
推進方針	市は、災害時の応援協定の充実により、災害対応力の強化に努めるとともに、災害時においても、市民生活を支える行政サービスの提供を維持するため、『業務継続計画』を見直す。		

⑱ 災害情報伝達手段の整備			
リスクシナリオ	4-2	担当課	危機管理課
推進方針	市は、防災行政無線を補完するための安全・安心メール、たてやま安心電話等の普及促進により、災害発生時の情報伝達手段を確保する。また、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への津波情報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討を行う。		

⑳ 通信設備の整備			
リスクシナリオ	4-2	担当課	情報課、危機管理課
推進方針	市は、発災時にも活用可能な情報通信網としてWi-Fi環境の整備を推進する。		

㉑ 油流出対応体制の構築			
リスクシナリオ	7-2	担当課	危機管理課、建設課、農水産課、環境課、観光みなど課
推進方針	市は、千葉県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるような体制を整備するとともに、油防除資機材の備蓄や関係機関が行う防災訓練等に参加する。		

㉒ 防災重点農業用ため池の防災工事等の推進			
リスクシナリオ	7-4	担当課	農水産課
推進方針	市は、『防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法』に基づき、千葉県と連携して防災工事等を推進する。		

㉓ 富士山噴火による降灰対策			
リスクシナリオ	7-4	担当課	危機管理課
推進方針	市は、富士山噴火による降灰被害は広範囲に及ぶため、国の検討状況を踏まえ、千葉県や関係機関と連携し、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等	KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
② 消防水利の整備	—	—	—
③ 消防施設等の整備	消防車両の更新	1台	5台※1
④ 消防団員の確保と待遇改善	消防団員の充足率	93%	100%
⑥ 津波防災まちづくり事業	—	—	—
⑦ 津波防災まちづくり事業	—	—	—
⑨ 地域防災力強化事業	自主防災訓練実施率	2%	50%
⑩ 災害対応力強化事業	—	—	—
⑪ 地域防災力強化事業	—	—	—
⑫ 消防団拠点施設等の整備	—	—	—
⑬ 消防・救急体制の充実	—	—	—
⑭ 災害対応力強化事業	—	—	—
⑮ 災害対応力強化事業	—	—	—
⑯ 交通安全対策の推進	道路付属物修繕箇所	26箇所	81箇所
⑰ 防犯環境整備事業	LED防犯灯・防犯カメラ設置箇所	195箇所	400箇所
⑱ 災害対応力強化事業	—	—	—
⑲ 災害情報伝達手段の整備	安全・安心メール登録者数	14,397人	17,000人
⑳ 地域情報化推進事業	—	—	—
㉒ 農村地域防災減災事業	—	—	—

※1 5ヵ年累計値

7 市民参画・行政運営

① 広域連携体制の構築			
リスクシナリオ	1-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、「千葉県広域消防相互応援協定」、『千葉県消防広域応援基本計画』等を踏まえ、発災時に備え、千葉県や他の市町村、関連機関との合同訓練等を通じて広域連携体制の構築と実働機能の向上を図る。		
② 機能集約による持続可能なまちづくりの推進			
リスクシナリオ	1-6	担当課	企画課、都市計画課
推進方針	市は、旧県立安房南高等学校跡地及び安房合同庁舎周辺エリアへの国・県・市・一部事務組合等の行政機能や都市機能の集約により、中心市街地の活性化、住民・来訪者の利便性向上を図る。		
③ 施設の最適配置の検討			
リスクシナリオ	1-6	担当課	行革財政課、教育総務課、建築施設課、こども課
推進方針	市は、土砂災害警戒区域内の公共施設等について、優先して最適配置の検討を行う。検討は、『館山市学校再編基本指針』や『館山市公共施設等総合管理計画』に基づき行うこととし、安全な都市形成の実現を最優先する。		
④ 柔軟な自治体運営組織の検討			
リスクシナリオ	3-2	担当課	総務課
推進方針	市は、適正な定員管理により通常業務に必要な人員を確保するとともに、発災時においても、災害対応業務と並行して、『業務継続計画』に基づき市民生活を支える行政サービスの提供ができるような人員体制を整備する。		
⑤ 行政サービスの効率化			
リスクシナリオ	3-2	担当課	情報課、市民課、総務課
推進方針	市は、マイナンバーカードの普及促進、各種証明書のコンビニ交付をはじめとした庁内業務のデジタル化推進により、行政サービスの効率化を図る。		
⑥ 市役所庁舎の建替え			
リスクシナリオ	3-2	担当課	企画課
推進方針	市は、市役所庁舎の将来の建替えに向け、行政機能の効率化や災害発生時の業務継続性の充実を図るため、「国（税務署等）」・「千葉県（土木事務所等）」・「館山市」の垣根を越えた集約施設の整備について関係機関との検討を行う。		
⑦ 情報発信の充実			
リスクシナリオ	4-2	担当課	秘書広報課、情報課、企画課、市民協働課、危機管理課
推進方針	市は、発災時の情報提供も視野に入れ、市の公式ホームページの情報発信力や即時性を高めるとともに、多言語化の検討を進める。 また、市は、平時から動画・SNSなどのインターネット媒体やパブリシティによる情報発信を強化し、統一的なコンセプトに沿って市の魅力や情報を市内外に広く発信するとともに、情報格差の解消に向け、デジタル機器の使い方講座等を開催する。		
⑧ 官民協働によるまちづくりの推進			
リスクシナリオ	8-2	担当課	企画課、市民協働課
推進方針	市は、平時から、行政だけではカバーすることが難しい分野に、民間企業の技術や大学の専門的知見を活かすことにより、市民の多様なニーズへの対応や社会課題の解決に取り組む。また、市民やNPO、地域団体等と行政との連携を強化し、官民連携・協働によるまちづくりを推進する。		

⑨ 自主防災組織活動の促進			
リスクシナリオ	8-3, 8-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、自主防災組織の活動を支援するとともに、装備品の充実・強化を図り、組織の活性化に努める。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
②	中心部への機能集約によるまちづくり	—	—	—
③	公共施設の見直し	—	—	—
④	人的資源の有効活用による行政組織力の強化・市民サービスの維持向上	—	—	—
⑤	窓口サービスの充実	マイナンバーカードの普及率	31.8%※1	100%
⑦	情報発信の強化・充実とシティプロモーションの推進	市の公式ホームページの閲覧回数	328 万回	340 万回
⑧	官民協働によるまちづくりの推進事業	—	—	—

※1 令和3年5月1日時点の数値

3-4 横断的施策分野における推進方針

A リスクコミュニケーション

① 市民の防火意識の高揚（再掲）			
リスクシナリオ	1-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、火災予防運動や発災時の出火原因等についての普及・啓発に努める。		
② 津波災害知識の普及、啓発			
リスクシナリオ	1-2	担当課	危機管理課
推進方針	市は、津波ハザードマップの作成・配布等により市民等への災害リスクの周知に努めるとともに、住民、事業者等参加の防災訓練や防災講座等を通じて正確な知識の普及や意識の高揚を図る。		
③ 水害リスク等の普及・啓発			
リスクシナリオ	1-3	担当課	危機管理課
推進方針	市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、市民に対し浸水予想区域や指定避難所等の周知を行うとともに、自主防災組織等と連携した避難訓練等の企画運営補助を行う。		
④ 土砂災害危険性の普及・啓発			
リスクシナリオ	1-4	担当課	危機管理課
推進方針	市は、「土砂災害特別警戒区域」等の指定について千葉県に要望するとともに、市民に対し、インターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。		
⑤ 多言語による災害情報伝達（再掲）			
リスクシナリオ	1-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、平時から市の公式ホームページをはじめ、各種案内表示や看板設置、パンフレット作成に際し、外国語表記による情報発信、多言語化に努め、災害発生時の案内等においても、多言語対応による情報発信に努める。		
⑥ 防災意識の向上（再掲）			
リスクシナリオ	1-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、市民、事業所等が一体となった防災訓練や防災講座の実施、ハザードマップ等の多種多様な広報媒体の活用や各種広報活動を通じ、市民への防災知識の普及及び防災意識の向上を図る。		
⑦ 備蓄の推進（再掲）			
リスクシナリオ	2-1	担当課	危機管理課
推進方針	市は、災害発生時に備え『館山市地域防災計画』を見直し、備蓄食糧や各種資機材の整備拡充を図るとともに、市民に対しても食糧、飲料水等の備蓄を行うよう広報・啓発を進める。		
⑧ 一斉帰宅の抑制			
リスクシナリオ	2-5	担当課	危機管理課、観光みなど課
推進方針	市は、平時より帰宅困難者の基本原則の周知、普及を図るとともに、一斉帰宅抑制を実現するための、安否確認手段の普及・啓発、帰宅困難者への適切な情報提供の検討、事業所や施設における飲料水、食糧、毛布等の備蓄の呼びかけ等を行う。なお、帰宅困難者対策等については、一元的に千葉県が検討していくものですが、館山市においても、検討を継続していく。		

⑨ 徒歩帰宅者支援			
リスクシナリオ	2-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、千葉県や周辺市町村と連携し、九都県市首脳会議における協定締結事業者*の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保するとともに、幅広い広報による認知度の向上を図る。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
①	市民の防火意識の高揚	—	—	—
⑤	多文化共生のまちづくり	—	—	—
⑥	地域防災力強化事業	自主防災訓練実施率	2%	50%
⑦	災害対応力強化事業	—	—	—

B 人材育成

① 自主防災組織活動の促進（再掲）			
リスクシナリオ	8-3, 8-5	担当課	危機管理課
推進方針	市は、自主防災組織の活動を支援するとともに、装備品の充実・強化を図り、組織の活性化に努める。		

C 官民連携

① 津波避難誘導體制の構築			
リスクシナリオ	1-2	担当課	危機管理課
推進方針	市は、平時より津波避難誘導について、町内会、自治会、自主防災組織等の役割を明確に位置付け、連携を図ることにより、速やかな避難誘導體制の確立を目指し、避難行動要支援者*、観光客等への避難行動支援についても検討を行う。		

② 交通輸送手段の確保			
リスクシナリオ	6-4	担当課	企画課、危機管理課
推進方針	市は、関係機関や事業者等と連携し、地域内及び地域外との代替輸送手段確保に取り組む。		

③ 官民協働によるまちづくりの推進（再掲）			
リスクシナリオ	8-2	担当課	企画課、市民協働課
推進方針	市は、平時から、行政だけではカバーすることが難しい分野に、民間企業の技術や大学の専門的知見を活かすことにより、市民の多様なニーズへの対応や社会課題の解決に取り組む。また、市民やNPO、地域団体等と行政との連携を強化し、官民連携・協働によるまちづくりを推進する。		

④ 防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進			
リスクシナリオ	8-2	担当課	危機管理課
推進方針	市は、災害時における応急業務等の連携が図られるように、各種団体との協定の締結や訓練等による実効性の向上に努める。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
②	官民協働によるまちづくり推進事業	—	—	—

D 老朽化対策

① 市役所庁舎の建替え（再掲）			
リスクシナリオ	3-2	担当課	企画課
推進方針	市は、市役所庁舎の将来の建替えに向け、行政機能の効率化や災害発生時の業務継続性の充実を図るため、「国（税務署等）」・「千葉県（土木事務所等）」・「館山市」の垣根を越えた集約施設の整備について関係機関との検討を行う。		

E 少子高齢化対策

① 学校施設、子育て支援施設の整備充実（再掲）			
リスクシナリオ	1-1, 8-7	担当課	教育総務課、こども課、建築施設課
推進方針	市は、発災時の人的被害の発生を防ぐため、学校施設等の耐震化を図るとともに、避難施設として良好な環境を確保するための施設整備や老朽化した学校施設等の改修を行う。		

② 機能集約による持続可能なまちづくりの推進（再掲）			
リスクシナリオ	1-6	担当課	企画課、都市計画課
推進方針	市は、旧県立安房南高等学校跡地及び安房合同庁舎周辺エリアへの国・県・市・一部事務組合等の行政機能や都市機能の集約により、中心市街地の活性化、住民・来訪者の利便性向上を図る。		

③ ヘリコプターによる救助・救援体制の充実			
リスクシナリオ	2-2	担当課	危機管理課
推進方針	市は、ヘリコプターによる空路からの孤立地域の救助・救援活動を迅速・円滑に行えるように、警察・消防・自衛隊、ドクターヘリ等との実働訓練を通じ、対策を充実させる。		

関連事業・施策別重要業績評価指標等

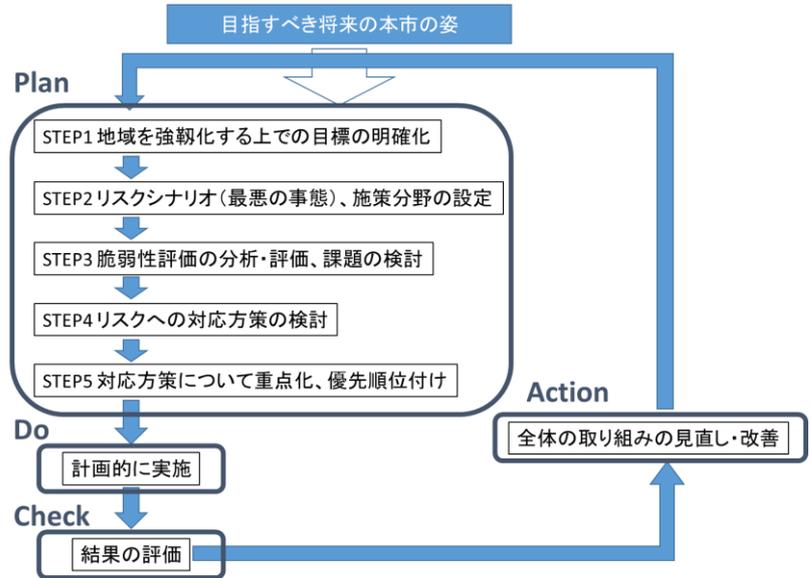
事業名（計画名）等		KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
①	学校施設の整備充実	—	—	—
②	中心部への機能集約によるまちづくり	—	—	—

第4章 計画の推進と進捗管理

4-1 計画の推進

計画策定後も PDCA サイクル (Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善)) の徹底を行うとともに、以下の点を踏まえ本市の強靱化を推進します。

1. 前章において設定した、各施策の推進方針における KPI (重要業績評価指標) を活用し、個々の推進方針の取組状況を確認するとともに、計画全体の進捗管理を行います。
2. 推進方針に基づく施策等の中でも、本市の強靱化のために、進捗の適切な管理が求められるものについては、「重点化」を図り、確実な進捗を図ります。



4-2 施策の重点化

以下の2つの視点に基づき、次頁表に示す推進方針を単位として「重点化」を図る施策等を設定し、確実な進捗を図ります。

1. 本市の強靱化を推進するために、特にその進捗管理が必要な施策・事業等を含む推進方針。具体的には KPI のうち現状値が目標値に対して達成率が低く、その達成に向けた進行管理及び取組が必要となるもの。基準となる達成率については、人命にかかわる基本目標 1、2 については 70%未満、その他の基本目標は 50%未満とする。【KPI による重点化施策】
2. 本市の市政の長期的なビジョンを示す「基本構想」を実現するための各施策分野の具体的な施策・事業を明示し、総合的・体系的にとりまとめた第4次館山市総合計画『後期基本計画』期間の5年間で、分野横断的かつ重点的に取り組む重点プランに位置づけられているもの。【総合計画に基づく重点化施策】

4-3 計画の見直し

本計画は館山市総合計画に次ぐ市の上位計画であることから、館山市総合計画とあわせて、社会情勢の変化や進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

また、本計画は国土強靱化に係る本市の他計画の指針として定めるものであり、本市における他計画の見直しを行う際には、本計画の内容を踏まえて実施するものとします。

【「重点化」の対象とする推進方針の一覧】

事前に備えるべき目標と 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	分野別 番号	重点化の対象とする 推進方針	重点化の視点	
			KPIによ るもの	総合計画に 基づくもの
1.大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる				
1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	4	建築物の耐震化促進	◎	
	6	消防施設の整備	◎	
	2, E	学校施設、子育て支援施設の整備充実		◎
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1	災害時要配慮者*の避難計画作成	◎	
1-5 情報伝達の不備等に起因する 避難行動の遅れ等による 多数の死傷者の発生	2, A	多言語による災害情報伝達		◎
	6, A	防災意識の向上	◎	◎
1-6 土砂災害警戒区域内等災害危険区域内の小学校等公共施設における多数の人的被害の発生	7, E	機能集約による持続可能なまちづくりの推進		◎
	7, E	施設の最適配置の検討		◎
2.大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）				
2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	6	地域防災力の強化		◎
	6	消防施設の安全性確保		◎
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	1	救急医療体制の確保		◎
	6	ボランティア受入れ体制の充実		◎
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1	感染症対策の推進		◎
	6	避難所運営マニュアルの見直し		◎
	5	合併処理浄化槽への転換促進	◎	
3.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する				
3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発	6	交通安全対策の推進	◎	
	6	治安維持対策の実施	◎	
3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	6	行政の災害対応力強化		◎
	7	行政サービスの効率化	◎	
4.大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する				
4-2 防災行政無線等の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	6	災害情報伝達手段の整備		◎
	7	情報発信の充実		◎
	6	通信設備の整備		◎
5.大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせない				
5-3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	4	災害に強い道路ネットワークの構築	◎	◎
5-4 食糧等の安定供給の停滞	3	地産地消の推進		◎
6.大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	5	下水道施設の耐震化・更新	◎	
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	4	市内道路の適正整備	◎	
	4	公共交通ネットワークの維持・確保		◎
6-6 ごみ及びし尿等の収集停止や、ごみ処理施設及びし尿処理施設等の長期にわたる機能停止	5	清掃センターの適切な維持管理		◎
7.制御不能な二次災害を発生させない				
7-1 市街地での大規模火災の発生	6	消防施設の整備（再掲）	◎	
	4	都市公園の整備	◎	
7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	4	空き家等の適正管理	◎	◎
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	3	鳥獣害対策の推進	◎	◎
	3	農業の担い手確保		◎
	3	耕作放棄地の発生予防		◎
8.大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
8-4 広域地盤沈下、液状化、隆起等による広域・長期にわたる浸水被害、地盤被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	4	排水機能の強化	◎	
8-7 教育施設、職員の被災等による長期にわたる適切な教育機会の損失	2, E	学校施設、子育て支援施設の整備充実(再掲)		◎
	2	情報教育環境の整備推進		◎

【別添資料：推進方針一覧表】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	施策分野	重点化	KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	建築物の耐震化促進	4①	★	建物耐震化率	64.5%	95%
		市街地整備促進	4②		宅地耐震化率	—	—
		建物不燃化の促進	6①				
		消防活動に資する道路等の整備	4③				
		宅地耐震化の促進	4④				
		消防水利の整備	6②				
		消防施設の整備	6③	★	消防車両の更新	1台	5台
		消防団の充実	6④		消防団員の充足率	93%	100%
		市民の防火意識の高揚	6⑤, A①				
		広域連携体制の構築	7①				
		学校施設、子育て支援施設の整備充実	2①, E①	★			
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	津波避難場所及び避難路の整備	6⑥				
		津波防護施設の整備促進	6⑦				
		津波災害知識の普及・啓発	A②				
		津波避難誘導體制の構築	C①				
		海岸防災林の整備	5①				
		館山駅自由通路等の整備	4⑤				
		河川施設等の整備・維持管理	4⑥				
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	二級河川の整備促進	4⑦				
		雨水排水路等の整備	4⑧				
		浸水に対する避難路の整備	4⑨				
		水害リスク等の普及・啓発	A③				
		災害時要配慮者*の避難計画作成	1①	★	避難確保計画作成率	33%	100%
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	埋立事業者への指導・監督強化	5②				
土砂災害危険性の普及・啓発		A④					
土砂災害防止工事の実施		6⑧					
1-5 情報伝達の不備等に起因する避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	多言語による災害情報伝達	2②, A⑤	★				
	来訪者への適切な情報発信	3①					
	防災意識の向上	6⑨, A⑥	★	自主防災訓練実施率	2%	50%	
1-6 土砂災害警戒区域内等災害危険区域内の小学校等公共施設における多数の人的被害の発生	情報教育の推進	2③					
	機能集約による持続可能なまちづくりの推進	7②, E②	★				
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	施設の最適配置の検討	7③	★			
		他都市との連携体制の構築	2④				
		備蓄の推進	6⑩, A⑦				
		緊急輸送道路*の整備	4⑩				
		館山港の整備促進	4⑪				
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	道の駅等の防災機能強化	3②				
		集落間交通網の整備	4⑫				
	2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	ヘリコプターによる救助・救援体制の充実	E③				
		地域防災力の強化	6⑪	★			
		消防施設の安全性確保	6⑫	★			
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	広域消防・救急体制の充実	6⑬				
		災害時電力の確保	5③				
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生	一斉帰宅の抑制	A⑧				
		徒歩帰宅者支援	A⑨				
		帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	4⑬				
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足、被災・支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	救急医療体制の確保	1②	★	看護師等修学資金貸付制度新規利用者数	6人	10人
		医療従事人材の確保	1③				
		コミュニティ医療の推進	1④				
		ボランティア受入れ体制の充実	6⑭	★			
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	予防接種の推進	1⑤		定期予防接種接種率	97.9%	100%
		感染症対策の推進	1⑥	★			
		ごみ及びし尿収集運搬体制の確立	5④				
		避難所運営マニュアルの見直し	6⑮	★			
		合併処理浄化槽への転換促進	5⑤	★	合併処理浄化槽への転換補助基数	8基	150基
火葬体制の構築		5⑥					
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発	交通安全対策の推進	6⑯	★	道路付属物修繕箇所	26箇所	81箇所
		治安維持対策の実施	6⑰	★	L E D防犯灯・防犯カメラ設置箇所	195箇所	400箇所
	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政の災害対応力強化	6⑱	★			
		柔軟な自治体運営組織の検討	7④				
		行政サービスの効率化	7⑤	★	マイナンバーカードの普及率	31.8%	100%
		市役所庁舎の建替え	7⑥, D①				

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	施策分野	重点化	KPI（重要業績評価指標）	現状値	目標値	
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	災害時電力の確保（再掲）	5③				
			情報伝達通信施設の整備	4⑭				
		4-2 防災行政無線等の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	災害情報伝達手段の整備	6⑲	★	安全・安心メール登録者数	14,397人	17,000人
			情報発信の充実 通信設備の整備	7⑦ 6⑳	★ ★	市の公式ホームページの閲覧回数	328万回	340万回
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン*を含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下	事業継続計画の普及啓発	3③				
		5-2 社会経済活動、サプライチェーン*の維持に必要なエネルギー供給の停止	事業継続計画の普及啓発（再掲）	3③				
		5-3 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止	災害に強い道路ネットワークの構築	4⑮	★	船形バイパス工事進捗率	8.7%	72%
			橋梁の適正管理	4⑯		橋梁補修着手率（レベルⅢ）	53%	100%
		5-4 食糧等の安定供給の停滞	学校給食センターの整備	2⑤		施設整備進捗率	100%	100%
			地産地消の推進	3④	★			
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク（館山変電所等）や石油・LPガスサプライチェーン*の機能の停止	電力施設の安全確保整備	5⑦				
			ガス施設の安全確保整備	5⑧				
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	広域供給体制の構築	5⑨		用水供給事業体の統合 安房地域の水道事業統合	統合協議会準備会議 統合協議会設置準備	統合 統合
			水道施設の耐震化	5⑩		配水池耐震化率	17.4%	25.4%
		6-3 下水道等の長期間にわたる機能停止	汚水処理施設の適正管理	5⑪				
			下水道施設の耐震化・更新	5⑫	★	ストックマネジメント計画の推進	17%	100%
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	橋梁の適正管理（再掲）	4⑯		橋梁補修着手率（レベルⅢ）	53%	100%
			市内道路の適正整備	4⑱	★	道路舗装施工延長	753m	4,000m
			公共交通ネットワークの維持・確保	4⑲	★	公共交通の年間利用者数	126.9万人	現状維持
			交通輸送手段の確保	C②				
		6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶	広域供給体制の構築（再掲）	5⑨		用水供給事業体の統合 安房地域の水道事業統合	統合協議会準備会議 統合協議会設置準備	統合 統合
			水資源関連施設の機能強化と水資源の有効活用等の取組の促進	5⑬				
6-6 ごみ及びし尿等の収集停止や、ごみ処理施設及びし尿処理施設等の長期にわたる機能停止	ごみ及びし尿収集運搬体制の確立（再掲）	5④						
	衛生センターの適正管理	5⑭		処理能力	100kℓ/日	100kℓ/日		
	清掃センターの適切な維持管理	5⑮	★	焼却能力	65t/日	80t/日		
	ごみの減量化	5⑯		1人1日あたりごみ排出量	1,266g/人・日	1,090g/人・日		
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生	消防水利の整備（再掲）	6②				
			消防施設の整備（再掲）	6③	★	消防車両の更新	1台	5台
			消防団の充実（再掲）	6④	★	消防団員の充足率	93%	100%
			都市公園の整備	4⑳	★	施設の長寿命化に取り組む都市公園	0カ所	4カ所
			幹線道路の整備	4㉑				
			危険物の適正管理	3⑤				
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	船舶による災害発生の防止	3⑥				
			油流出対応体制の構築	6㉑				
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	空き家等の適正管理	4㉒	★	行政指導等実施空家棟数	90棟	240棟
			防災重点農業用ため池の防災工事等の推進	6㉒				
7-4 農業用ため池の損壊・機能不全、富士山噴火物等による二次災害の発生	富士山噴火による降灰対策	6㉓						
	有害・危険物質対応体制の構築	3⑦						
7-5 風評被害等による市内経済への甚大な影響	鳥獣害対策の推進	3⑧	★	新規捕獲従事者数	22人	50人		
	農業の担い手確保	3⑨	★	市内農業法人数	14法人	14法人		
	耕作放棄地の発生予防	3⑩	★	認定農業者数	114人	114人		
	森林・里山の保全	5⑰						
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	粗大ごみ処理施設の適切な維持管理	5⑱		処理能力	50t/日	50t/日
			最終処分場の適切な維持管理	5⑲		水処理能力	35m ³ /日	35m ³ /日
			災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の整備	4㉓				
		8-2 道路啓開*等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	官民協働によるまちづくりの推進	7⑧、C③				
			防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	C④				
		8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地籍の明確化	4⑳				
			自主防災組織活動の促進	7⑨、B①				
		8-4 広域地盤沈下、液状化、隆起等による広域・長期にわたる浸水被害、地盤被害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	排水機能の強化	4㉔	★	道路排水整備延長	403m	2,500m
液状化対策の推進	4㉕			重要給水施設管路耐震化率	12.3%	19.1%		
8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	自主防災組織活動の促進（再掲）	7⑨、B①						
	文化財等への防災対策	2⑥						
8-6 観光地の被災や、交通機関・道路の被害による本市を支える観光業等の長期の停滞	復旧用資機材の備蓄	4㉖						
	学校施設、子育て支援施設の整備充実（再掲）	2①、E①	★					
	教育の早期再開体制の構築	1⑦						
8-7 教育施設、職員の被災等による長期にわたる適切な教育機会の損失	情報教育環境の整備推進	2⑦	★	教員のICT*活用指導力の状況	75.1%	100%		

【別添資料：用語解説】

あ行

・アスペリティ (P 13)

震源断層面上での不均質性を表す概念モデルのひとつです。プレート境界や活断層などの断層面上で、通常は強く固着していて、ある時に急激にずれて（すべって）地震波を出す領域のうち、周囲に比べて特にすべり量が大きい領域のことです。

・ICT (P 32,39,60)

ICTとは情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称であり、インターネット等の通信技術を活用した情報の通信・伝達のことです。

か行

・緊急輸送道路 (P 27,37,42,59)

大規模な地震が起きた場合における避難・救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路のことです。

・協定締結事業者 (P 55)

災害時応援協定（大規模な災害の発生時に、必要となる人員や支援物資等の提供について、地方公共団体、民間事業者と事前にどのような応援を実施するかを事前に取り決めておくもの）を締結している事業者のことです。

さ行

・最大津波高 (P17,18,20)

津波がない場合の潮位（平常潮位）から、最大の津波によって海面が上昇した高さの差。

・最大津波浸水深 (P17,18,20)

津波が陸上まで遡上したとき、陸上において水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

・サプライチェーン (supply chain) (P 10,23,28,29,33,35,58,60)

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称のことです。

・災害時要配慮者 (P 26,37,38,58,59)

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者のことをいいます。

・自衛水防組織 (P 38)

浸水危険時に、情報の収集・連絡や施設利用者への危険情報の伝達・周知、浸水防止等の警戒活動、避難誘導等を迅速・効果的に実施するため、地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等の管理者等が設置する組織のことです。

た行

・昼夜間人口比 (P 6)

次の式により算出され、地域に常駐している人口（夜間人口）に対する、通勤・通学により地域外への流出、地域内への流入を考慮した人口（昼間人口）の比率のことです。

館山市の昼夜間人口比 = (館山市の昼間人口 / 館山市の夜間人口) × 100

・道路啓開 (P 23,31,36,60)

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫を処理し、簡易な段差修正により救援ルートを開けることです。

は行

・BCP (P 33,40,43)

BCPとは業務継続計画 (Business Continuity Plan) であり、災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報及びライフライン等）に制約がある状況下において、応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

・避難行動要支援者 (P 55)

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者をいいます。

・福祉避難所 (P 50)

一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設をいいます。

わ行

・割れ残り領域 (P17)

過去に発生した地震の震源域において、岩盤が破壊されず残った領域のこと。

